

第68回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成20年10月21日（火）

開議 午前10時

会議に出席した議員（19名）

|     |      |    |    |     |      |    |     |
|-----|------|----|----|-----|------|----|-----|
| 1番  | 香美町  | 長瀬 | 幸夫 | 2番  | 香美町  | 山本 | 賢司  |
| 3番  | 豊岡市  | 青山 | 憲司 | 4番  | 豊岡市  | 稲垣 | のり子 |
| 5番  | 豊岡市  | 門間 | 雄司 | 6番  | 豊岡市  | 椿野 | 仁司  |
| 7番  | 新温泉町 | 植田 | 光隆 | 8番  | 新温泉町 | 岡坂 | 峰雄  |
| 9番  | 豊岡市  | 福田 | 嗣久 | 10番 | 豊岡市  | 古谷 | 修一  |
| 11番 | 豊岡市  | 古池 | 信幸 | 12番 | 豊岡市  | 升田 | 勝義  |
| 13番 | 新温泉町 | 高橋 | 邦夫 | 14番 | 新温泉町 | 宮脇 | 諭   |
| 15番 | 香美町  | 後垣 | 晶一 | 16番 | 香美町  | 柴田 | 幸一郎 |
| 17番 | 豊岡市  | 村岡 | 峰男 | 18番 | 豊岡市  | 森井 | 幸子  |
| 19番 | 豊岡市  | 綿貫 | 祥一 |     |      |    |     |

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 長谷阪 仁 志  
書記 堂 垣 俊 裕  
書記 吉 田 桂太郎

説明のため出席した者の職氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 管理者（豊岡市長）       | 中 貝 宗 治 |
| 副管理者（香美町長）      | 藤 原 久 嗣 |
| 副管理者（新温泉町長）     | 馬 場 雅 人 |
| 収入役（豊岡市収入役）     | 塚 本 信 行 |
| 代表 監 査 委 員      | 大 禮 謙 一 |
| 事 務 局 長         | 境 敏 治   |
| 施 設 整 備 課 参 事   | 土生田 哉   |
| 施 設 整 備 課 長 補 佐 | 原 重 喜   |
| 施 設 整 備 課 主 幹   | 長谷阪 仁 志 |
| 施 設 整 備 課 係 長   | 澤 田 秀 夫 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 樋 口 ゆり子 |

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 報告第1号並びに議案(第7号議案~第8号議案)一括上程  
一般質問  
各議案ごとに質疑・討論・表決
- 第3 陳情第1号 「森本・坊岡区」への広域ごみ・汚泥処理施設建設に反対する陳情書  
(上程・質疑・討論・表決)
- 第4 陳情第2号 「森本・坊岡区」への広域ごみ汚泥処理施設建設に反対する陳情書  
(上程・質疑・討論・表決)

## 議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 報告第1号並びに議案(第7号議案~第8号議案)  
一括上程  
一般質問  
10番 古 谷 修 一 議員  
17番 村 岡 峰 男 議員  
11番 古 池 信 幸 議員  
2番 山 本 賢 司 議員
4. 各議案ごとに質疑、討論、表決
5. 陳情第1号  
上程・質疑・討論・表決
6. 陳情第2号  
上程・質疑・討論・表決
7. 閉会中継続審査議決
8. 閉会宣言
9. 議長あいさつ
10. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

議長（綿貫祥一） ただいまの出席議員は17名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

議長（綿貫祥一） 日程第1、諸般の報告を行います。

遅刻届のありましたのは、柴田幸一郎議員、升田勝義議員であります。

次に、谷敏明施設整備課長は、母親の葬儀により欠席いたしておりますことをご報告いたします。

また、当局から説明補助員として施設整備課、澤田係長を出席させたい旨の申し出があり、許可いたしておりますので、ご了承をお願いします。

次に、本日の議会運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

18番森井幸子議員。

議会運営委員会委員長（森井幸子） 本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を一括上程し、組合の一般事務に関する質問を、あらかじめ質問通告のありました議員から質問を行います。質問通告のありました議員は4名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また極力重複を避け、簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても、質問の趣旨を的確に把握されて、適切簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、各議案ごとに質疑、討論、表決を行います。

次に、陳情第1号及び第2号の審査を行います。

次に、閉会中の継続審査議決を行って、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

議長（綿貫祥一） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 報告第1号並びに議案（第7号議案～第8号議案）一括上程

議長（綿貫祥一） 日程第2、報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて、専決第1

号平成20年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）ほか2件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告順に基づき、順次議長より指名いたしますが、自席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、10番古谷修一議員。

古谷修一議員 一般質問通告書に従い、質問させていただきます。

まず初めに、候補地決定後の地元対応の状況を改めてお尋ねし、それらを通じ、地区民の皆さんよりどのような意見交換がなされたのか、その主な内容をお聞かせください。また、説明会開催について、林区はなぜ説明会を受け入れていただけないのか残念でなりません。いまだ開催できない理由は何なのか、対応をお聞かせください。

2番として、地域振興計画の策定の進捗状況についてであります。まず先立ちまして、ごみ処理施設検討委員会の設置状況、人数、役割をお尋ねいたします。そしてまた、地域振興計画の具体

的地元要望、内容はどのような状況なのか、出ていればお聞かせください。そして、地域振興計画確認と基本協定締結についての、その関連のお考えをお聞かせください。

次に、3番目といたしまして、生活環境影響調査の実施についてでございますが、当初、ことしの夏には着手したいと申し入れされておりますが、現状での予定着手時期及び調査期間はどれくらい必要なのか、教えてください。

以上、第1回の質問とします。よろしく申し上げます。

議長（綿貫祥一） 答弁願います。

中貝管理者。

管理者（中貝宗治） 私から、まず地域振興計画に関するご質問にお答えいたします。

この地域振興計画といいますのは、廃棄物処理法の中に施設周辺地域の生活環境の保全及び増進への配慮を設置者側はしなければいけない、こういう規定がございますので、このことに基づいて策定をし、実施しようとするものでございます。

既に基本的な指針というものにつきましては、構成1市2町で協議の上、地元の方にお示しをいたしております、それはメニュー一覧のようなものでございますが、それを参照しながら、現在、森本区、坊岡区、それぞれで議論がなされて、地区の側からの要望をいただき、行政側からの球をお返しをして、そのキャッチボールをした上で最終的に地域振興計画をまとめたいと、このように考えているところです。

現在、既に具体的な項目についてやりとりをいたしておりますけれども、まだ最終的にこれだけこうというふうに両区との合意ができておりませんので、現時点では具体的中身についての答弁は差し控えさせていただきたいと、このように考えているところです。

それから、この基本協定と地域振興計画の関係についてのお尋ねもございました。この点につきましては、実は坊岡区からの申し出がございまして、地域振興計画に対する合意がなければ基本協定の合意はしないことといったことが伝えられております。私たちはもっともなことだと思っております、したがって、地域振興計画のまず合意をする、そして同時にということになるかと思っておりますけれども、基本協定を締結をさせていただき、こんな順序で考えているところでございます。森本区についても歩調を合わせるということで、同じようにこちら側からもそういった働きかけをさせていただいているところでございます。いずれにいたしましても、できるだけ早く地域振興計画についての合意をし、基本協定の策定をしたいと、調印をしたいと、このように考えているところです。

また、生活環境影響調査についてのお尋ねもいただきました。私たちといたしましては、この地域振興計画の合意、そして基本協定の締結後、直ちに生活環境影響調査の実施に踏み切りたいと、このように考えております。とはいいまして、具体的には実際に環境影響調査自体の設計をして入札をして、そして事業者が決まって準備があって、具体的に現場での調査と、こういうことになろうかと思っております。今、私たちといたしましては、できるだけ早く地域振興計画を策定し、そして基本協定を締結して、もう年内には環境影響調査を実施する事業者を決定をしたいと、そして年明

けできるだけ早い段階で具体的な調査にかからせていただきたいと、このように考えているところ  
です。

ちなみに、この環境影響調査というのは、施設ができたときにどういう影響を与えるかというこ  
とを予測、評価するものでございますが、まずその前提として今がどうなのか、例えば騒音に対す  
るご心配があるわけですが、現状の騒音がどのレベルなのか、こういった環境の現状をまず調べる、  
これが調査でございまして、これが一年を通じて観測をするということになっておりますので、こ  
の期間が1年間。それから、その調査結果を踏まえて評価をするという作業がございまして、こ  
れが大体半年。合わせて1年半程度、程度といえますのは、必ずしも1年半ということじゃなくて、  
多少の前後はあろうかと思いますが、その程度の期間がかかるものというふうに考えております。  
その他につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） まず、私の方から意見交換の主な内容ということでご説明を申し上げたいと  
思います。

意見交換ということになりますと、地区での説明会、あるいはまた視察等があると思います。  
まず視察の部分でございますけども、先進施設の視察ということでは、森本区、坊岡区の区民の方  
を対象に2回、それから竹野区長協議会を対象に1回、それから竹野町の町民公募で1回を実施い  
たしました。参加いただきました多くの方からは、におい、あるいはまた騒音など、特に問題ない  
と、このようなご意見を伺っております。特に竹野区長協議会では6月24日、奈良県の橿原市の方  
に行っていただきました。その際、アンケートもお願いいたしました。その結果、参加者のほとん  
どの区長さんは問題が特にない施設である、それからまた、よいイメージに変わった、このような  
ご意見を伺っております。

それから、今度は説明会の方でございますけども、各地区区長協議会への説明は、3小学校区に  
分けて実施いたしました。そのときのご意見といたしまして、上郷で反対された理由は何なのか、  
あるいはまた、なぜ竹野に来ることになったのか、こういった一般的な質問をいただきました。

それから、周辺区の方に、近隣でございますけれども、説明に行かせていただきました。周辺部  
等の説明会でも同様に、上郷ではなぜ反対されたのか、それから近隣への環境への影響はないのか  
などの意見もちょうだいいたしました。しかしながら、ほとんどの方が施設の必要性、あるいはま  
た安全性にご理解をいただいたものと、このように思っております。

それから、林区の関係で残念でならないというご質問でございます。林区からについては、候補  
地の選定前の4月の16日、反対の表明をいただいております。したがって、こういった理由で  
反対されているのかということで役員さんと協議を持たせていただきました。地区といたしまして  
は、施設に対する不安はある。しかし、それ以上に地区固有の課題への影響が心配だと、このよ  
うに伺っております。このようなことから、現在、区長さんあてに文書をもって事業説明会の開催に  
ついてお願いをしている次第でございます。

それから、地域振興計画の施設検討委員会の設置状況、人数、役割ということでもいただきました。

設置状況でございますけども、森本区については、まず第1回が9月の20日、それから第2回がきのう、10月の20日と、このようにお伺いしております。それから坊岡区の方については、第1回が9月の13日、第2回が9月の20日ということでございます。人数でございますけども、森本区については役員さんがそのまま当面当たられるということで13名、坊岡区との合同の場合には7名というふうにお伺いしております。また、坊岡区については、現在の役員さんで当面对応されるということで6名でございます。役割は何なのかということでございますけども、この委員会については、区の任意組織として位置づけております。地域振興計画の策定、あるいはまた生活環境影響調査の項目等の協議、あるいはまた施設整備事業の促進、環境的な問題もございまして、それらを基本として区の方をお願いしているところでございます。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 それでは、再質問させていただきます。

地元の説明会、視察等を経まして、大分ご理解をいただいているということのようでございますけども、今後の予定は、今はございませんでしょうか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 隣接区等にも説明に、1回行かせていただきました。それで、そのときも申し上げたんですけども、1回じゃなくて、これからも来ますので、もしもそういった要請がありましたらどうぞ言ってください、このように申し上げておるところでございますし、それから視察等についても区長さんの方に、そういった要請があればさせていただきますということで近隣の区の方にはお伺いしておるところでございます。

こういった状況の中で、一部の方からは施設整備に反対する声も伺っております。反対意見をお持ちの皆さんとは引き続き粘り強く交渉を重ねて、本事業へのご理解をいただきたい、このように考えておるところでございます。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 ご理解いただくように、ぜひ引き続きよろしく願いしていきたいと思っております。

次に、地域振興計画についてでございますけども、先ほど答弁いただいているように、地元の要望をかなえていくというのがまず第一だと思うんですけども、ことしの5月に竹野町の皆さんへ広域ごみ・汚泥処理施設整備事業の概要についてお知らせ版を出されております。その中、最後のページに今後の予定や計画はというところで、地域計画の策定というところで、施設を設置する区に対しては、循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取り組みを展開するための地域振興計画を地域建設とセットで実施していきたいというような文面で書かれております。地元の要望はいろんなことがあろうかと思うんですけども、加えてここに書かれております循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取り組みの施設、当局側からして、これらに対するアイデアというような発信、そういうものはあるんでしょうか、この考え方をお尋ねしたいと思っております。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今、質問いただきました。当然今回の施設整備にあわせて、ここで地域振興

計画についてはセットでやっていくと、このように申し上げているところでございます。

それで、例えばリサイクルの関係でいえば、従前の瓶、缶、容器包装など資源ごみの選別、あるいは資源化のほか、たんすや自転車などの中古品、あるいはまた不用品の修理、再生などの場、こういった提供を、あるいはまた住民や児童生徒への環境学習機能も充実させる、このような考え方もございます。

それから、現在の施設整備の基本計画では、新施設の発電の出力は約2,000キロワット、こういったことを見込んでおります。現在の施設規模、あるいはまたエネルギー回収効率等を勘案した場合、場外への大規模な余熱やエネルギーの持ち出しというのは難しい状況にございますけれども、特に余熱利用の場合については、施設からの距離が離れるにつれて減少するということも予想されます。こういったこともございますけれども、検討委員会や地元の皆さんと協議を重ねながら、この点についても考えていきたい、このように思っているところでございます。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 今、ご答弁いただいたんですけど、循環型社会、環境から創造をした事業を考えていくという中で、今度のごみ、汚泥の中には確かに資源ごみなんかをリサイクルしていくということが1点ある反面、もう一つ、やはり膨大な熱エネルギーが発生してくると。発電あるいは蒸気、湯なんかを循環して、そしてこれを活用していくというようなことで、我々も何回かいろんなところを視察する中で、それらの廃熱、湯を循環することによって、その地域に活性化のために役立てている、あるいはプールとか、また施設なんかの可燃給湯フロアヒーティングなんかにして環境に優しい施設をつくっていく、この地元要望にいろんな施設整備等を絡ませて、これらの施設から発生する熱エネルギーを有効に活用するようなアイデアも検討委員会の皆さんとお互いに検討していくと。例えばこの処理施設ができることによって、子供のことが心配だ、あるいは車の通行量が多くなってきて、それが心配だ、あるいは農業が心配だというような不安も言われる中で、例えば地域にある歩道、通学道路にこの廃熱を利用した融雪関係の装置をつくっていき、たとえ冬、たくさん雪が降っても、そこは安心して子供たちやお年寄りがいつでも歩いていけるというような、本当にこの但馬の中でも地域にない大きな環境改善ができるとか、あるいは農業関係におきまして、心配するばかりでなしに、それらの熱を利用して温室とかハウスなんかの暖房、現在、ことしの油の高騰によって農業も大変な被害を受けている。そういった中で、これらの熱を利用しての地域の産業の活性化を図るというようなことも大変大事ではないかなと。それらのアイデアもプラス志向で検討委員会の皆さんと何か活用方法はないのかと、それがためには、この施設からどれくらいの熱が発生してくるのかというような調査も大事だと思うんですし、また、その委員会に当局もそういう情報を発信していくということも大事ではないかと思うんですけれども、そのような考え方もあわせ、地域振興計画の中に加味していくというようなお考えはないかどうか、お尋ねいたしたいと思えます。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） ご指摘のとおりだと思います。



現在、地域の要望というのは地区固有の今までの課題、こういったことが今のところメインでございす。確かに今回の地域振興という面では、環境保全、あるいはまた循環型社会を形成する、そういった意味合いで思っておりますので、その辺のところの協議が検討委員会の中でやっていきたいというふうに思っておるわけですが、今、地区の中はそういう状態ではないということでございす。今後、地区の皆さんと、つまり検討委員会の中でその辺も含めて考えていきたいなと、検討してまいりたいなというふうに思っております。

ただ、問題は今、発電能力を2,000キロワットというふうに申し上げたんですけども、基本的には施設の電力をまず賄う、それを基本に置いております。余った分をどうするかですけども、先ほどおっしゃいました道路、融雪へとそういったご意見もございすけども距離が相当ございすので、その辺がどうなのかという問題がございす。やっぱり基本的には施設の電力をまず賄うというふうに考えておまして、なかなかその余剰というのは難しい面もございすので、その点も含めて地元の皆さんと今後、検討していきたいなと、このように思っております。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 次に、3番目の生活環境影響調査の件でございすけども、これらをできるだけ早くやはり調印して、事業着手に進みたいわけにございすけども、その締結する相手というのは区長さん、両区の区ということで、別に地権者等々の関連はどのようにお考えでしょうか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 基本協定の締結は組合と、それから両区長さんというふうに考えております。地権者の皆さんはどうかということにございすけども、土地の地権者の皆さんについては、当然のことながら用地交渉等によって理解をいただいた後に土地の契約をするということになると思います。したがって、基本協定を締結する相手と、このようには今のところ考えておりません。よろしくお願ひいたします。

議長（綿貫祥一） 10番古谷議員。

古谷修一議員 生活環境影響調査に入ろうと思えば、まず地区との基本協定を結ばなければならない。基本協定を結ぶ前には地域振興計画を合意しなければならないという段階でございす。ぜひ当局におかれては、この地域振興計画、地元の要望を十分踏まえて、そしてまた環境創造型社会、これらの施設を利用して、本当に心配のない、地元が少しでも活性化に役立つような地域振興計画を策定いただくように全力を挙げていただきたいと、これが私はこの事業をするための基本ではないかなと思います。どうかいろんな問題点もあろうかと思うわけにございすけども、このごみ・汚泥処理施設の供用開始までは時間が限られております。総力を結集して事業に取り組んでいただくよう要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（綿貫祥一） 以上で古谷修一議員に対する答弁は終わりました。

次は、17番村岡峰男議員。

村岡峰男議員 17番の村岡です。

昨年の7月に上郷予定地を断念をして、新たに選定委員会がつくられて、適地として森本・坊岡

区が予定地として決定を4月末にされました。この議会も5月の2日に議員協議会を開いて報告を受けたわけですが、以来5カ月余りが経過をいたしました。選定時には今日の状況ですね、市長は豊岡市議会の答弁の中で、いわゆる反対というのはあるんだということも申されておったんですが、この今現時点の状況は、予定地として決められ、あるいは5月の2日にこの協議会が開いたとおり、いわゆる予想をした、いわゆる想定をした範囲内の反対の声であったのかどうかという点、お聞きをするのと、さらに選定委員会は理解度が高いということが一つにはこの土地を、この地区を選定をされる一つの理由のようになっておりましたけども、この点からも現状をどのように見ておられるのか、まず最初にお尋ねをしておきたいと思います。

議長（綿貫祥一） 答弁願います。

管理者。

管理者(中貝宗治) 予想した範囲内であるかどうかというのは余り大した問題じゃございませんで、もうとにかく前へ進むだけだということであろうかと思えます。どんな方でも一つの事柄について賛成の方もあれば反対の方もあつし、その反対の度合いというのは人さまざまでありますし、さらに状況によって変化もし得るということでございますので、そういうことはあり得るものだということをお前提に理解をいただく努力をしていく、積み上げていくと、こういうことではないかと思えます。

それから、選定委員会の選定理由の最大の根拠が両地区の理解度が高いということであつたけれども、それをどう見てるかということでございます。これについては何ら言うことはない。既に2つの地区は正式に地区としての受け入れを決定されておりますので、地区としての理解度は、これは極めて高いといひましようか、地区の了解を得るということについては、これは決着済みである。ただ、議員もお触れになっておりますように、個々の方、個々の地権者、あるいは個々の地区民の立場での反対論があることは、これは議員もご承知のとおりでありますので、それについては誠実に対応していくほかはないと、このように考えているところであります。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 今の点については、また後で若干の意見も申し上げたいというふうには思いますが、議論もしたいと思ひます。

次に、坊岡区ですが、区民総会で13対10で賛成が多かつた、したがつて受け入れるんだ。同時に坊岡区から組合に対して申し入れが4点にわたつて行われております。この4点の申し入れについて若干お尋ねをしたいと思ひわけですが、その申し入れの中で、第1点が最終処分場は設置しないことというふうにあります。現施設、現在の岩井の最終処分場のいわゆる地元との期限が来るということもありますので、この点では現状と、それから設置しないということについてのいわゆる回答といひますが、この点ではどうなんでしょうか。

さらに、2番目のごみ処理施設1回限りのものとするという、この点でも、これはどういうことを意味するのかなと。1回つかつたら、次はだめだよということなんでしょうか。この点での見解がありましたらお答えください。

さらに、3番目に木谷口進入路については検討委員会及び地元との十分協議をすることというふうにあるんですが、特にこの進入路、木谷口については、当初から検討委員会の意見の中にも、現在の市道坊岡本見塚線の拡幅はよくないと、もっと離れていくことがいいだろうというたぐいの意見があるんですね。これとの関係もあわせて、木谷口の進入路について、この検討状況ですね、木谷川との絡みも含めまして検討状況をお尋ねをいたします。

以上3点。

議長（綿貫祥一） 中貝管理者。

管理者（中貝宗治） まず、1点目の最終処分場は設置しないことというのが条件でございますので、それは現時点も処理施設は設けております、計画書にもっておりますけども、最終処分場の計画はもっていないということをお伝えをいたしているところです。また、現在の処分場というのは、それぞれ香美町についてはありますし、新温泉は域外で処理の委託をされているわけですが、豊岡におきましては岩井地区で最終処分場というものを設けているということでございます。まだ容量はございますので、これについては地区側に対して期限の延長のお願いをいたしているところです。ただ、地元の側も、一度は一度期限を切った形で協定が結ばれておりますので、これについてはまだまだ今後課題がある、しっかりと協議をしていく必要があると、このように考えているところです。

それから、2点目のごみ処理施設は1回限りのものとするというのは、今度つくる施設がいわば寿命が来たときに、耐用年数が来て、次の施設をつくらなければいけないときには、それは自分たちの地域ではだめだということをおっしゃられるわけございまして、私たちといたしましても、地域の側がそういうことであれば、その区の意向に従うということもお伝えをいたしております。

それから、3点目の木谷口の進入路でございますが、これは地元の側からも現道の拡幅というのは困るということもございまして、それから交差点処理という技術的な観点からいいたしましても課題がございまして、私たち自身も木谷川の右岸側からのアクセスが妥当だというふうに考えております。これにつきましては、坊岡区で改めて賛成の確認がなされたときに、木谷口からの進入を前提として施設を受け入れるかどうかという諮り方がなされて、このことについてが了とされておりますので、あとは木谷口の右岸側から具体的にどこにどのような道路をつくるか、これを地元とよく協議をすることが今後の課題でございます。ただ、これはもうまさに計画そのものが図面に落ちてからの話でございますので、現時点でどこから進入するかといった具体的な議論はまだしてないということでございます。これは今後、具体的な線を引く段階で地元の側のご意見をよく十分お聞きしながら、最終的なラインを決めていきたいと、このように考えているところです。以上です。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 一つ確認をしておきたいと思っておりますけども、木谷川の右岸側が妥当だろうと。となると、木谷川の右岸側というのは山なんだというふうに思うんですね。そうなるとこれは当然、管理は県の管理河川だというふうに思いますので県との協議が必要なわけですが、県との協議は若干で

も、あるいは打診程度であってもされているのでしょうか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 木谷川につきましては、砂防指定地内の二級河川でございます。そういったことで、管理者は兵庫県でございますので、県と事務レベルでは相談はいたしております。ただ、位置の検討がこれからですので、具体的な話はできてないんですけども、一応県との事務的な話はしておるところでございます。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 それと、1回限りだよということですが、今、私どもの豊岡の岩井にある施設だけではないんですが、全国に相当数のごみ処理施設がございます。どの施設も大体15年から20年が耐用年数だということを言われておるし、そういう文言もあるわけですが、そうすると、この15年あるいは20年ごとには新しい施設をどんどんつくると。つくっては一方で壊していくと、解体していくということが繰り返されると。こんなごみ行政でいいのかなという根本的な疑問を持ちます。私も議員になって以降、今の豊岡の岩井の施設の前の日撫の施設から認知をしてるわけですが、知ってるわけですが、その施設も使って、あと壊して、相当のお金をつぎ込んで解体もしなきゃならない。つくる費用と解体費用と、これをこれからもどんどん繰り返していくのかなと根本的な疑問を思うわけですが、その点で、北但の施設に、管理者に、おまえ、どう思うんだというのも酷な質問かもわかりませんが、このごみ処理行政そのものについて、私は根本的な疑問を持つということを表明しておるんですが、何かご意見がありましたらお聞かせください。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） まさか村岡議員が、施設が未来永劫使えるとお思いでないと思います。物事には必ず寿命がございます。しかも、このごみ処理施設の焼却という方式をとります限りは、850度というような非常に高い熱でもって焼却をいたしますので過酷な状況であります。コンクリートの建物がこの常温の中に建っているのとはわけが違いますので、当然のことながら寿命が早くなるということがございます。それが現時点では15年から20年、場合によってそれが22年とか23年とかというのは具体的な使い方とか諸条件によって異なるわけですが、いずれにしてもそのようなことがございますので、いつかは必ずこれはやり直さなければいけない。修理をしながら、部品をかえながら未来永劫使うということは、これは不可能だということを、まずぜひご理解を賜りたいと思いません。

ただ、その上に立って、15年とか20年という寿命を長いと考えるのか短いと考えるのかというのは当然大切なことでございまして、これが15年や20年ではなくて25年、30年使えるようなことを当然これからは考えていく必要があると。これまではごみ処理施設に限りませず、寿命を延ばすといった視点というものは日本で著しく欠けておりました。これは建物でもそうですし車でもそうです。これに対して、適切な時期に適切な補修をするという管理計画をあらかじめ組み込むことによって寿命を長くすることが大切だと思っております。新しい施設をつくる際には、ぜひそのような提案を事業者からも求め、適切なタイミングに適切な修理をしながら、そしてより長く使って

いく、このことが不可欠であるというふうに考えているところです。

ちなみに、例えば橋梁なんかでも、もう50年たつような橋梁というのはこの北但にも嫌というほどあって、これを従来の考え方でやり直しますと膨大な費用がかかりますので、適切なタイミングで補修をすることによって50年を例えば100年延ばそうといったことが現実に動き始めております。2倍になるかどうかは別といたしまして、同様のことをごみ処理施設についてもしなければならぬ。しかし、必ずどこかでこれはやり直さなければいけないときが来る、そのように考えているところです。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 反論をするわけじゃないんですが、未来永劫に使えるとは私も思ってませんし、そういうことは一言も言っていません。20年、25年というスパンで壊してはつくるという、そのことについてどうなのかなということをお尋ねをしましたし、私もそれは25年よりも30年、40年、あるいは50年という、このスパンも考えながらやっていく必要があるんじゃないかなということが本当は言いたかった。だからあんまり違わないんですよ、その点は。

ということなんですが、次の質問に移ります。要は地元の皆さんに受け入れをしていただかなきゃならない。先ほどの古谷議員の質問にも市長は答えて、年内にはということも言われたんですが、そのためにも私は地域振興計画が受け入れられる、あるいは合意ということが一つの大事な今の課題になるわけですが、この地域振興計画の考え方ですけども、まず一つは、じゃあ地元との協議をしながら地域振興計画を結びましょうと。当然振興計画ですから費用がかかります。豊岡の市議会でも質問がありましたけども、この地域振興計画の費用、いわゆる予算ベースですね、これはどの程度にお考えなんでしょうか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 現在、両区とも取りまとめ作業中でございます。したがって、今、総額の考え方は持っておりません。今取りまとめ作業中ということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 取りまとめ中だということをおっしゃいましたが、取りまとめ中で、じゃあまとめる中で、天はここだよということは設けないと。取りまとめの中では、いわゆる現段階としては、青天井までとは言わないにしても、限度は持っていないというふうに理解していいですか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 具体的な数字での限度は持っておりません。ただ、財政的には大変厳しい自治体でできている組合でございますので、おのずと限界はあるということがまず1点ございます、これは絶対値として。それから住民の皆さんから見ても、ごみ処理施設を受け入れることにあわせて地域振興計画をする場合に、それが金額として相当膨らみますと、住民の側としても、それでいいのかといったことは当然起きてまいりますので、その点は常識的なといひましょうか、妥当な範囲内に額としてはおさめる必要があるというふうに、まず1点考えております。

それから、2点目は予算の額のことに加えまして、一般財源の負担がどうなるかということが極

めて重要であります。ソフト事業で1億ということをやりますと、これは1億円丸々のその年の税収、上がりで返していく必要になりますけれども、例えば道路の1億円ですと補助金が入ったり、あるいは合併特例債を使い、それに対して交付税の裏打ちがありますと、言うならば実質的な負担額は小さくなりますので、この絶対額で見るとということと、妥当な範囲におさめるということと、一般財源での負担額を適切な範囲内におさめる、この2つの基準を持ちながら議論をしていきたいと、このように考えているところです。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 一般財源になるのか絶対額になるのか、いずれにしても青天井であってはならないというふうに思います。当然妥当な線というふうに今、管理者が言いましたけれども、妥当な線が幾らなのか、そのあたりも私はできればお答えをいただきたいと。といいますのが、これは他町の経験ですけども、丹波市でしたか、当初から3億円という金額を提示をして用地を求めるということをされましたよね。その後、私はどうなったか心得はしてないんですが、いずれにしても一定額、妥当な額というのはこのぐらいというのが私は要るんだろうというふうに思います。後で答弁ください。

それから、今検討中だと、地元との協議中だということで、地元にいわれるたたき台を示されているというふうに思うんですね。2月の一般的な地域振興計画からうんと進んで、相当具体的なものがもう提示もされているというふうに思います、当然ね。その際に、私は地域振興計画というのは当然当該区と行政との間で合意がなされるというのは当然なわけですが、同時に本議会を通じて一般財源が必要だと。当然市全体、あるいは組合全体に影響が出るわけですから、地域振興計画の内容については当議会にも判こをつけて決まってしまうまでに示すのが筋だというふうに思うんですが、そうではないんでしょうか。

今回、資料要求をしても一向に決まっていらないから出ないという、決まってしまってから出されたんでは、もう議会として、あるいは市民として議論の余地もないと。これで決まりましたんだからと、こうなってしまうんですね。そうじゃなくて、現時点でこのような問題が、ことが議論され、地元にはこういうものを示してますよというものが出されても、私は出されるべきではないかなと。資料要求は決まっていらないから出さないという一辺倒なんです、その点ではどうなんでしょうか。もう決まって、両方が合意をされてから議会には出しますよと、示しますよという考え方ですか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） そのように考えております。両区との合意がなされた後に議会には報告をさせていただきますと思います。

これは予算を伴うことですので、言うなれば当局側としてこれを予算化するということの約束を言うなれば両区に対してするという、そういった意味を持ちます。したがって、その約束に従ってそれぞれの議会なり、この北但行政議会に対して予算が提示をなされたときに、議会としてはその是非をご判断いただくということになるかと思えます。ただ、もちろんその前に契約の締結についての協定なり、あるいは振興計画について合意がなされれば、その段階で議会の皆様や

それぞれの市民、町民の皆様にはそのことを明らかにする必要があると、このように考えています。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 そうすると、今の管理者の答弁では、調印後、決まった後に議会には示して、実際に事業化するときに予算であんたら判断したらいいやないかというふうには聞こえるんですが、私はそうではなくて、やっぱりこれだけ大事業ですから、当然この議会に、せめて今こういう内容で地元にも示し、地元からも意見が上がってき、今進めてますんやという資料が出されてしかるべきだということをお願いしておきたいと思うんです。

そこで、今検討されてる内容を当局はくれませんから、いろんな努力をして一定額の、一定額というのか、そのらしきものを持っているんですが、その中で見まして、一つには、これが地域振興計画に入るのかなと。例えば災害復旧、どここの裏のね。これは最初からありましたけども、災害復旧でなければならぬ問題まで地域振興計画の中に入ってくるというのはいかがなものかなということをおっしゃるんですが、そうではないんでしょうか。これは台風23号の災害であそこがここが、何カ所かあります。地域振興計画の中に書かれることについて、果たしてこれはどうなのかということをおっしゃるんですが、具体的な問題としてお答えください。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 災害復旧的な内容もございます。ただ、災害復旧という点では、その時点で災害復旧に認めてもらえなかった、そういった項目のものが何点残っておるということで、地域の課題として何とかそれを対応してほしい、こういったものが地域振興計画の一つの地元の要望という格好で上がってきているのもございます。以上です。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 災害として認めてもらえなかったから残っているんでしょうけども、本来、そういうものは地域振興計画に上がってくること自体がおかしいんであって、首を振られますけども、私は地域振興計画としてそれらが上がってくること自体に、こんなもんまでがというふうに思いますし、むしろそれ以前の問題として、やっぱり災害復旧として、これは国県の補助がないにしても、補助がないから認められなかったわけで、単独でもやらないと、裏山が崩れたら怖いですがというふうに思うんですが、そうじゃないんでしょうか。

さらには、環境創造型、いわゆる環境に影響がどうのこうのという問題も当然議論をされるでしょう。近くに宅地造成という問題も議論があるようです、要望が。今の時代に宅地造成をして売れないというのは、現に豊岡市が持っている分譲宅地ですね、それでも一汗も二汗もかいてもなかなかの苦勞をするという中で、なお地域振興計画だからということでこういう問題もいわゆる議論をしていく、いやいや、もっと前向きに分譲宅地についてもやりますんやということになっていくんでしょうか。お答えください。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今、議員が言われておられるんですけども、どの資料を見て言われとるのがちょっとわからんわけですけども、地元についてもそういったご意見も聞いております。ただ、や

っぱり用地の取得がどの程度できるのか、費用の問題、経費の問題、それも含めたところで実際に成り立つかどうか、そういったことも検討していかなければならないと、このように思っています。地域の人口がだんだん減る、減ってくるというところからそういった危機感を持ってそういうことに取り組みたい、地区の要望でございます。今言いました点を含めて検討してまいりたいなと、このように思っておるところでございます。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 いずれにしても、地域振興計画が基本協定の前に、これが決まらないと基本協定に進めないと、基本協定に進まないと生活環境影響調査にも進めないとということですので、その点では、先ほども言いましたけども、私は地域振興計画、青天井であってはならないし、そして前に進むために一つのステップだという理解もしながらも、若干そういう振興計画にふさわしくないものまで入るとるんじゃないかなということを思いますので、意見として申し上げておきたいというふうに思います。

次に、用地取得の問題ですが、これは資料をお願いをしていただきました。用地として、予定地として決めて以降に地元から組合に出された書類、いわゆる文書も含めたものをいただいておりますが、その中で用地に絡んで不売宣言、売らないよという宣言、あるいは白紙撤回、あるいは警告文、また不売宣言等々あるんですが、こういう不売宣言が出される中で、先ほど管理者の方からは、年内にも生活環境影響調査に、事業者を決めたいということを言われているんですが、この用地取得が非常に困難だと、不売宣言もされているという中で、なお年内に生活環境調査の事業者を決めるというところまで行けるのかいなと、今10月ですから、率直なそういう疑問を持つんですが、その点ではどういうふうに理解というんか、現況を見ておられるんでしょうか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず環境影響調査と土地の所有権とは一切関係ございません。要はこの施設ができたときに、その地域、あるいは周辺地域にどういう環境上の影響が出てくるのかということ予測しようとする、その前段階として、その地域あるいは一定の範囲内の地域の現状調査をすることということでございますので土地の所有権とは関係がない、こういうことでございますので、私といたしましては、基本協定締結後、直ちに環境影響調査に着手をしたいと、このように考えているところです。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 不売宣言と同時に、土地をいただかないことには、いわゆる事業化はできませんよね。そうすると生活環境調査はやりましたと、なおかつ土地がいただけない、そんな見通しで事業化に、どんどん前に進んでいくということが果たしてどうなんでしょうか。私は新聞等を読みますと、立ち木トラストも始まっていると。こうなると、用地も確保が極めて困難だということを思うんですが、いや、それは影響ないと、生活環境調査はやりますよという市長の今、どうも答弁のようなんですが、そんなものなんですかね。再度お答えいただけたらと思いますが。

議長（綿貫祥一） 管理者。



管理者（中貝宗治） 最終的には用地が取得できませんと施設の整備ができませんので、用地取得に全力を挙げるといことになろうかと思ひます。

また、先ほど来の村岡議員の議論の中で、施設がいつれ耐用年数が来て建てかえなければいけないことは村岡議員も大変よくご承知でありますし、施設の安全性についても村岡議員も大変よくご理解をいただいているものというふうに思ひます。他方で、何か途中経過の資料もお持ちのようなことですので、いろんなチャンネルをお持ちだと思いますので、ぜひ地権者の方々への説得についても村岡議員のお力添えを賜ればと、このように思ひます。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 大変よく理解をします。そのように言うのがいいのかはあれですけども、いずれにしてもいろんなチャンネル、それはあるでしょう。しかしね、私は少なくとも現時点で不売宣言ということを書きでもって組合にきっちり出されていると、その範疇で議論をしているというか、質問をしているわけです。ですから、この範疇で見ると限り大変厳しいなあということをお私に思ひざるを得ない。組合の職員の皆さんがいろいろ努力もされています。私は説得する立場でもないですし、一市民の代表としてこの場にいますから、市民の皆さんの声をしっかり受けとめたいとは思ひっております。

それから、ちょっと話が横に行きますけども、かわら版を資料でいただきました。資料でいただいたんですが、同時に全議員の机の上に、きょうは皆さん置いてありますから、このかわら版のナンバー3で、2月の私の質問で、市長は笑いましたけども、笑ったというのは失礼ですが、そんなこと、とくに決まったことをいつまで言っとるんだと言わんばかりに言われましたが、その内容がかわら版でわざわざ皆さんにお知らせをされています。広域化は平成16年にもう決まったことなんだと、それをいつまで言っとんないやと言わんばかりの答弁があったんですが、私はやっぱりね、この問題も場合によってはしっかり議論もすると。昔の格言で、急がば回れという、前に一方的にどんどんどんどん行くばかりじゃなくて、急ぐときには回り道もした方がいい場合もあるよという格言もあるんですが、この広域化問題について、ちょっとだけ質問をしときたいというふうに思ひんですが、私は広域化問題を議論するとき、このかわら版の中にもご丁寧にありますね、現在3つの施設を一つにしたら費用が38億円下がるんやと、だからしたがって住民負担が下がりますよということが書かれています。

なるほど計算をそうされておるわけですから、プロの皆さんが、この数字について疑問を投げかけるつもりはありませんけども、要は市民の立場、20年間、仮に新施設を使うとして、市民の立場から見たときに、そこに計画収集は、範囲は38億円の中に入っておるでしょうけども、市民が直接持ち込む分については38億円安くなる、あるいは経費が減りますよという中には、恐らく計算がされていないというふうに思ひんですが、市民の負担、実際の時間と費用ですね、この負担についてはどのように計算をされるというのか、考えておられるのかというのか、とりわけ現施設をお持ちの香美町なり、あるいは新温泉町の町長である両町長が今議会から副管理者として答弁にも立っていただけると。これまでは答弁はなかったですから、答弁がされるようですので、そのあたりでもし

コメントがありましたらお聞きをしたいなと。特に持ち込みのごみについて、私は地元の地場産業との関係で、とりわけ水産加工業等が今日大変な不況、不振に苦勞されているということとの関係で、香美町では下水処理施設の加入の問題でも一定の助成、補助も検討されてるということも仄聞するんですが、これらともあわせて、後々20年間負担が大変だがなと、私は率直に単純に思うんですが、ご意見がありましたらお聞かせください。

議長（綿貫祥一） 藤原副管理者。

副管理者（藤原久嗣） ご質問ですので、お答えしたいと思います。

まず、第1のご質問のごみ処理場の建設の基本的考え方につきましては、住民生活における日常の、毎日のごみの適正処理というのが行政における最大の課題であります。したがって、それを長期にわたって円滑に行う上で、経費的にも、また安全の面でも、すべての面で行うという観点からの検討をする中で、やはり今回は広域的に処理をすることがすべての面で香美町にとっても得策である、プラスである、そういう判断のもとに今回の取り組みをしているところであります。

その中で、2番目にご質問の直接持ち込みの方の問題であります。

香美町の90%ぐらいは香住区のごみの処理、直接持ち込みの量は。その中で、ご指摘の水産加工と民宿の冬のカニ殻というのが産業的に大きなウエートを占めております。水産加工業者につきましては、もう既に魚類の残滓とか、それから発泡スチロール、箱ですね、それからカニ殻、これはみずから町も支援をして処理場をつくっております。そこで100%処理をしております。今、水産加工業者が直接持ち込みしていますのは、一部、冷凍の魚等を使われる方について、その搬入した段ボールの箱の処理をごみ処理場へ搬入されているんでありますが、これも毎日大量に出るわけじゃありませんので、3日ないしは1週間分まとめて町の処理場へ運んでおられるというふうな問題であります。

今回の新しいごみ処理場の場所と現在の香美町の処理場を比較しますとき、香住の海岸沿いに水産加工業は多数設置をしておりますから、現在のところまででもやはり片道15分なり20分ぐらいかかります。今回の坊岡につきましても、香住道路も整備をされていますので豊岡まででも30分ですから、20分以内で行ける。私は両方の時間差というのは往復して30分ぐらい多くなるかなというふうな読みをしております、それが毎日ではなくて数日に1回ということですから、しかもなおかつ香住の水産加工業者の大半ではなくて、そうした取り扱いをされているのはごく一部ですので、そういう点で、これから十分協議をしていく中で対応できる問題だというふうに考えております。

また、もう一つは、冬の民宿の残飯のカニ殻です。大半は自分のところの畑にすくもとブレンドをして毎日堆積をして、春になったら肥料にするというふうなことをやっておりますが、大規模な民宿で、なおかつ畑を近くに持ってない方については、やむを得ず町の収集ごみの日に出す。それでも間に合わない場合には直接持ち込みというふうな格好になると思います。この問題につきましては別の観点から、あるいは香美町として村岡に但馬牛の堆肥センターをつくって牛ふんの堆肥をつくって販売しておりますので、同じ香美町の中でカニ殻もできると。カニ殻と牛ふん堆肥とのブレンドをした新しい有機肥料をつくって販売をしようということで、既にことしから研究、検討を

進めておりまして、この広域ごみ処理場ができるまでには、その方向で大半を処理するというふうなシステムをつくっていききたいというふうに考えております。

以上のようなことから、香美町においては基本的に住民の生活の安心・安全な対応をしていくという観点から、今回の広域化について積極的に進めていききたいというふうに考えているところであります。以上です。

議長（綿貫祥一） 馬場副管理者。

副管理者（馬場雅人） それでは、私の方もご指名でございますので、ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、広域ごみ処理の基本というのは、徹底的にごみの減量化を図っていくという基本理念に立っております。私ども新温泉町におきましては、現在13分類をいたしております、ごみの分別ということにつきましては比較的、もちろん先進事例に比べますとまだまだの感は否めないところでございますが、一定進んでいると思っておりますし、加えましてリサイクルセンターを持っておりますから、リサイクルという対応につきましても、これは一定整理ができていると思っております。

ご質問の点についてご答弁を申し上げますが、事業活動に伴って発生いたします廃棄物は、新温泉町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条によりまして事業者みずからが適正に処理すること、これを基本といたしております。ただし、事業系の一般廃棄物につきましては、町長の指示で処理の申し出をすることができる、俗に言う廃掃法の中のあわせ産廃の分野だと理解をいたしております。処理につきましては、近隣に一般廃棄物処理の許可業者がないということですから、町の施設で行っているところであります。

さらに、収集運搬につきましては、処理施設に近い浜坂地域の事業者のほとんどはみずから運搬をいたしておりますが、温泉地域におきましては町の収集に頼っている現状がございます。北但ごみ・汚泥処理施設の完成後におきましても、事業者責任の原則ということは変わりませんので、基本的には事業者みずからが運搬処理していただかなければなりません。しかしながら、運搬につきましては距離が現在より約30キロほど遠くなりますし、時間にして三、四十分遠くなるということでございます。したがって、直接持ち込みの運搬方法につきましては、今、それぞれ具体的な議論、検討をすべく、それぞれ事業者の皆さんとの調整を図らせていただいているところでございます。なお、余部道路が平成22年度の供用開始でございますので、この供用開始がなされますと時間短縮は図れるものなりというふうに考えております。いずれにいたしましても、住民へはごみ減量化のますますの取り組みであったり、広域化というものはごみをゼロにできないわけでありますから、この広域化のトータルコスト、縮減ということをしっかりと説明をして、持ち込みにかかわる説明会とあわせて対応させていただきたいと考えております。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 私は、2月にも申しましたけども、広域化計画については再度の見直しをと、意見としては持っております。そこで、もとに戻るようになりますけども、私は不売運動も出ているということを見るときに、豊岡市が霊園整備を今進めようとしています。その地区がこの坊岡等よりも

先に区民の賛否が問われて、賛成が多いからということで決められました。その後、いろいろお聞きをすると、地区の融和は一つも進んでないと。この地域の公民館の諸活動、あるいはことしの秋祭りがぎくしゃくをして本当に困ると。もっと言いますと、反対をした人たちが地域のコミュニティー活動になかなか参加ができないと。かたくなにという部分もあるかもしれません。同時に案内がきちっとされないというようなこともあるようです。その姿を見るにつけて、今度の坊岡地区で13対10で賛成が多いから、あととんとん前に行け、前に行けということだけで事を進めては、私は後々大変な禍根を残すということを思わざるを得ないんですね、今、その霊園の地区の状態を見ておりました。

その地区の方に話を直接聞きますと、この融和のためにあと1年、2年かいなと。何言っとんなるか、私たちの代にはなかなかこんなもん、ならんでしょうと、まだ10年、20年かかるかもわからないというようなことを聞くと、本当に民主主義のルールだから、賛成多数だからということで事を前に進めることの怖さを見ます。したがって、市長も時間を切って、年内には生活環境影響調査の事業者を決定をしてと、こう言われるけども、私はそこに行くまでに、もっともつしなきゃならない問題がいっぱいあると。とりわけ反対者の方の説得といいますが、話し合いといいますが、これは本当にそこに合意が得られるまでは事を前に進めてはならないんじゃないかなということも思いますので、その点で今の取り組みと、それからこの時間を、先ほど言われましたので、地域振興計画の合意、基本協定、それから生活環境影響調査、このスケジュールは、それはそれとして是としながらも、時間ですね、年内には事業者を決定という、このことについて再度、そんなことでいいのかなと、今もう既に10月ですから、私はそのあたりのところでもう少し、いわゆる合意を得る努力が要るんじゃないかなというふうに思うんですが、そうではないんでしょうかね。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 反対の意向を表明されている方の中には、説明に来るなどおっしゃっている方もございますので、それほどまでに村岡議員がご心配いただいているのであれば、ぜひ話し合いのテーブルに着くように村岡議員からもお口添えを賜ればと、そのように思います。

また、施設整備そのものは、現在のごみ処理施設の耐用年数ということがございますので、いつまでもこれを延ばすわけにはまいりません。私たちは既に上郷で3年間、時間を浪費してしまいました。この耐用年数ということに加えて、合併特例債の適用期限が過ぎますと、同じ借金をした場合でも交付税の補てん措置が大幅に違いますので、合併特例債が使える期間を過ぎただけで、そこから後の建設になりますと、それだけでさらに市民負担は15億円ふえてしまいます。こういった状況がございますので、私たちはこの期限内に必ず施設を設置をしなければいけない、そういった責務を負っております。村岡議員におかれましては、ぜひこの辺をよくご理解いただいた上で、融和が進むように、私たちが努力することは当然でありますけれども、村岡議員のお立場からもお力添えを賜ればと、このように思います。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 私どもは、この地区の皆さんのご苦勞はよくわかります。それだけに十分な話し合い

をしていただきたい、それ以外にはないと。だから、ゴール地点を決めて、そこにどんどん追いついていくということだけでは私はいかんのじゃないかなということをお願いしたいんです。だから、あなたも努力せんかいやと、こう言われますけども、努力ではなくて、やっぱりそれは話し合いをしっかりと当局がされることであって、私どももしっかり意見は聞きたいと、両方の。聞かせてもらって、私どもの意見も申し上げております。ですから、どうも歯にきぬかぶったような言い方をしますけども、当局の側もそういう言い方をされますので、率直に私たちは話し合いをしておるということだけ申し上げて、終わります。

議長（綿貫祥一） 以上で村岡峰男議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時30分。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

議長（綿貫祥一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、11番古池信幸議員。

古池信幸議員 11番古池です。通告に基づきまして、幾つかの質問をいたします。

森本区、坊岡区との対応について、まずお尋ねいたします。

当局は、先進地視察、区長対象の説明会、周辺地区での説明会などを開催されました。それぞれの日時、場所、対象者、参加人数、発言人数とその内容及び当局の回答について質問いたします。また、施設受け入れに反対を表明しておられる方もありますので、その方たちへの説明会についてはどういう状況であったのか、これについてもお答えを願います。かわら版を3回発行されておりますが、これへの反応はどのようなものがあつたのか、お尋ねいたします。

坊岡区が8月27日に行った申し入れ書についてお尋ねいたします。

それによりますと、24軒中、1名ご欠席で、賛成13票、反対10票の過半数の賛成で、木谷口からの進入を含めた施設の建設について賛成することを再確認したとあります。ただし4つの条件も付して採決は行われたということで、この4条件は大きな意味を持っているものと理解いたします。まず1として、最終処分場は設置しないことについてはいかがですか、確認できますか。これは先ほど村岡議員の質問への答弁がありましたですが、再度確認の答弁を願います。ごみ処理施設は1回限りのものとするについてはいかがですか、これについても確認できますか、お尋ねいたします。木谷口進入路については、検討委員会及び地元と十分協議することとなっておりますが、検討委員会はどのような構成で組織されておりますのか、さらに地元とは何を指しているのか、当局の見解を求めます。4、地域振興計画に対する合意がなければ基本協定の合意はしないこととなっております。地域振興計画は構成市町で決められるものと、県、国の同意が必要なものとありますが、それへの対応はどのようになるのかお尋ねいたします。

基本協定についてお尋ねいたします。

協定は基本協定だけなのか、基本協定をさらに深めた最終のものがあるのかないのか、これについてお尋ねいたします。現段階では基本協定という言葉が使われておりますので、これが最終的な

ものとなるという前提でお尋ねいたしますが、基本協定の締結相手はだれとだれになるのか、お尋ねいたします。基本協定の項目については、具体的にどういう項目で構成されているのか、答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

議長（綿貫祥一） 答弁願います。

中貝管理者。

管理者（中貝宗治） まず、地元についてのお尋ねをいただきましたが、これまで何度も同じ質問をいただいております。施設が設置いたします森本区、坊岡区の2つのことを指しております。

それから、基本協定は最終のものかというお尋ねをいただきました。基本協定は言葉のとおり基本的な事柄でございますので、施設の建設設置について基本的にこういったことに留意しますといったことの協定でございます。したがって、それ以外にさらに問題なり課題等が出てくれば、それについて行政側と両区との間で具体的な事柄についての協定書を交わすということは十分あり得るというふうに思います。むしろ基本協定の中にはそうした課題について誠実に対応しますといった趣旨のことを盛り込んでいくということが大切ではないかなと、こんなふうに考えているところで

す。

それからまた、基本協定の締結の相手方につきましては、先ほど村岡議員のときに答弁をさせていただいたとおりです。その他につきましては、担当から答弁させていただきます。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 1点目の視察、あるいはまた説明会、そのときの日時、場所等のご質問でございます。

まず、視察でございますけども、これは6月24日、竹野区長協議会で行っていただきました。また6月29日については森本、坊岡で桜井市の方に行っていただきました。7月9日、同じく森本、坊岡で京都市の北部のクリーンセンターに行っていただきました。それから7月31日ですけども、竹野町の町民の一般公募によりまして加古川市の方に行っていただいております。参加者は、竹野区長協議会でしたら23名、それから森本、坊岡でしたら2日間で86名、それから竹野の住民の一般公募の場合は27名でございます。

感想でございますけども、先ほども申し上げたんですけども、視察を終えてごみ処理場に対するイメージが変わったということ、あるいはまた施設を見て問題ないことがわかった、こういうようなことも聞いておるところでございます。

それから、区長対象の説明会ということでございますけども、4月25日には竹野南の地区区長協議会、それから5月の9日には中竹野の区長協議会、それからもう一回、5月の21日も中竹野の区長協議会、それから5月の10日は竹野地区の区長協議会の方に行かせていただいております。34名の区長さんに出席をいただいております。

ご意見としていただきましたのが、早く決まり過ぎではなかったのか、それから地権者の状況はどうなのか、あるいはまた該当区の意向が一番大事じゃなからうか、あるいはまた収集車のおい

はどうなのか、こういったご意見もいただいております。

それから、周辺区の関係でございますけども、5月18日に御又区の住民説明会、それから5月25日に小城区の説明会、それから5月29日に河内区の説明会ということで、延べ73名でございます。

それから、5月31日、それから6月1日、6月8日ということで、市民説明会ということで3ブロックに分けてさせていただきました。127名出席いただいております。周辺区を含めた説明会のご意見としていただきましたのは、上郷はなぜ反対だったのか、あるいはまた竹野川については汚染は大丈夫なのか、あるいはまた収集車のおいはどうなのか、それから例えば子供たちにもぜひ施設を見せてやってほしい、こういうようないろんなご意見もいただいております。

回答といたしましては、先進地事例、こういったもので説明を申し上げたり、それから今ある現在の施設の例で申し上げたり、それから資料に基づいて、それで説明申し上げてご理解をいただくようお願いしたところでございます。

それから、かわら版の関係で質問をいただきました。森本区、坊岡区を対象に配布いたしておりますかわら版につきましては、区長さんを通じて両区の各区の方へ配布をお願いを従来はいたしておりました。ナンバー3につきましては、9月30日から10月1日の間に坊岡区のみ当該職員が各戸訪問させていただいて配布をさせていただいたところでございます。お会いできた方、またお会いできなかった方ございますけども、掲載している施設整備そのものへのご意見については特段なかったように理解をいたしておるところでございます。

それから、反対者との関係でございますけども、反対の意見をお持ちの方はございます。反対の理由ということで、健康や、それから環境の不安、こういったものもございました。その後、広域化そのものを否定される意見、こういったものも顕在化しておるところでございます。反対のご意見をお持ちの皆さんとは引き続き粘り強く交渉を重ねて、本事業へのご理解を求めていきたい、このように考えております。

それから、坊岡区の4条件につきましてもご質問いただきました。最終処分場、それからごみ処理施設、こういうところについては、先ほど議員にお答えしたとおりでございます。

それから、地域振興の関係で、国県の関係もいただきました。これにつきましても当然国や県、これらの機関に要請をしていくと、このようなスタンスでありますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 お尋ねいたします。

何回かの視察でイメージが変わった、問題ないことがわかったというふうなお話がありました。これにつきましては、そういう自動車の中、あるいは現地での説明、それを受けたときに、なかなかこれがおかしいとか、これはどうなっているんだというようなことが実際には質問がしにくいというんですか、价格的な話をされると、もうどうしようもないんですね。ですから見た目のことでの判断ということにやっぱり往々にしてなるのではないかと思うわけですが、参加者に対して、例えば排気ガスに含まれるものはどういうものがあるのか、これに対応するものはどういう対

応がなされて、公害という被害の点ではどうなのかというような細かい説明を今、視察は4回ですね、されたのかどうか、まずお尋ねいたします。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 森本・坊岡区につきましては、先ほども申し上げたんですけども、2回にわたって行っていただきました。当日、担当者の方にいろんな質問がございました。例えば収集車のおいほどうなのか、そういったことも含めて身近な質問、身近な常々抱いておられる不安、こういったものの質問もあったところがございます。それについてやっぱり担当者としても、そういった苦情は特に聞いてない、このような回答でございました。たくさん質問されておりましたので全部示せませんけども、たくさんあったということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 それで、重複がありますので避けますが、反対を表明されている方ということも現にあるわけでありまして、こういう方たちは本当に健康の問題、それから地域の環境へのどういう負荷がかかって、どういう結果になるのかという大きな心配、不安、そういうふうなものがやっぱりあるんですね。これについて当局はどういう回答、説明というか、粘り強くというお話を先ほどされましたが、具体的にはどういう反対を表明されてる方々への対応はされてきたのか、回数としては何回ぐらい、何人の方と会われたのか、お尋ねいたします。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今まで地区の説明会を事業説明会という格好でさせていただいてます。公害防止という観点で、そういったばいじんだとかダイオキシン、これについて法の規制値、それから今回定めております自主基準値、こういったものでお示しし、それから現在の焼却施設の自主基準値と、それから実際どういう数値になっとるんか、こういうこともお示しをしておるところでございます。そういったことでお示しし、それから先ほど申し上げましたかわら版等を持っていきましした際に、改めてそういったこともお会いできる方にはご説明をさせていただいている、このような次第でございます。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 そういう説明をされたら。その後の問題なんですね。そういう説明をされて、ご理解を得られたと思われてますか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 1点忘れておりました。実は坊岡区の方で7月14日、ダイオキシンの学習会ということで、学識経験者を招いて説明会もさせていただいてます。そういった説明をする中で、近年、最近では施設に対するそういった不安、あるいはまたご意見はだんだんなくなってきた、このように思ってきております。したがって、施設整備そのものについてはある程度ご理解をいただけたのかなと、このように我々は思っているところがございます。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 私は、不安が取り除けたとか、それから理解が進んできたというところには至ってい



ないような感じを受けております。そういう点、粘り強くという言葉の中に、本当にそういうことだったら私は反対はいたしませんという言葉に変わるほどの理解が得られたかというところの確認を私はしたいわけではありますが、いかがですか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） そういう説明を申し上げてきたわけですけども、施設整備に関して。先ほども申し上げました、それについてのご意見がだんだん少なくなってきた。今は広域化そのもの、事業そのもの、そういった論点に変わってきとるとというのが我々の見方でございます。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 最終的な、皆さんがわかったというところにまでは至っていないということが現在確認できたと思っております。

それから、かわら版というものを発行されまして地域に配られましたわけですが、これへの反応についてはどういうものがあったのか、掌握されておりましたらご答弁を願います。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 先ほども申し上げました。かわら版については直接9月30日、10月1日、坊岡区の方では直接職員の方が配布させていただきました。こういうことですのでご理解をいただきたい、このようなお話で申し上げたわけですけども、そっちの中身よりも違う方のご意見が多かった、つまり広域化と申しますか、そういった論点、あるいはまた地区の中の話、こういったことに意見が出てきておるとというのが実態でございます。施設整備については、それほど今のところはお意見がない、このように思っております。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 具体的な答弁がないわけですが、このかわら版に書いてあることについての反応というよりも他のこととということですが、その他のこととというのはどういうことなんですか。幾つか特徴的なものを答弁願いたいと思います。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今申し上げたんですけども、広域化の問題があったり、それから地区で8月の20日の日に一応採決が行われた、その辺の話のご意見が多かったと、このように思っております。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 それで、24軒中1名のご欠席、13票対10票ということで、大変僅差でありました。しかしながら過半数で決定したというふうなことでございますが、振り返ってみますと、上郷の場合には、区の重要事項については過半数でいいのか、3分の2以上の賛成が必要なのか、4分の3以上の賛成が必要なのかというようなことの協議がされて、最終的には4分の3条項が適用されたというふう聞いております。こういう重大案件でありまして、単純過半数で本当によかったのかというのは、これは当局に聞くよりも区の方に聞くべきお話ではありますが、このように本当に僅差であったということだけは、当局は認識すべきことかなと思っております。僅差であったという

ことは、それだけ問題が多く含まれている、残っているということでもありますから、この件について13対10で過半数だったから、もうこれでいいんだというふうなことで本当にいいと思っておられるのか、どうですか。そここのところの僅差であったという状況についてのご感想をお尋ねいたします。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、それぞれの地区が自治に基づいてどういう決定方式をとるかについて、私も古池議員も口出しをすべきではないと、そのような節度をまず持つべきであるというふうに思います。

それから、僅差か大差かというのは、確かに実質的には意味のあることではあります。しかしながら、私たちは区に対して受け入れていただけるのかどうかということの判断をお願いをし、それに対して全員一致で賛成とも反対ともならない。しかし結論は出さなければいけないというときに、自治に基づいてルールを決めて、それによって区としての意思を決定するというのは、これは当然のことでもありますので、私たちとしては、この点については決着済みであると、このように考えております。

ただ、反対の方が多いということは、今後、例えば用地のお願い等をするときには反対される方が多いということにもつながるわけでございますので、この点については引き続き誠意を持って対応し、ご理解をいただくような努力を重ねてまいりたいと、このように考えております。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 私も地区内のお決めになること、運営、一切口出しを今までしてきておりませんし、するつもりはありません。だから、そういう重要事項だからといったの条項をつけられるとかけられないとかというようなことについて、我々が一言も二言も言う必要は全くなしと思っておりますので、今回はそういうことがつけられずにやられたと。上郷ではそういうことをつけてやられたというふうな差があったということをお述べておるわけでありませう。

それからもう一つ、木谷口の進入路の問題であります。この検討委員会の組織構成は、先ほどの答弁で区長がなられておると、森本区ですね。それから坊岡区では役員さんのうち1名は入っておられないけれども、6名の方で構成されているという答弁がありました。この検討委員会というものの権限はどのようになるのか、まずその点をお尋ねいたします。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今質問いただいたんですけども、森本区は13名で、合同の場合には7名、それから坊岡区は6名、このように伺っております。先ほども申し上げたんですけども、地域振興計画と、あるいはまた生活環境影響調査、あるいはまた整備促進、こういった部分について地区の皆さんと協議をする相手先ということで、検討委員会ということでご理解をいただきたい、こういうふうに思っています。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 この検討委員会の権限という点では、今、仕事の内容をおっしゃったわけでありませう。

が、権限についてどうなのかという質問を私はいたしました。この検討委員会が決めたんだからこれでいくんだというふうなことになるのか、検討委員会はあくまで検討して、その資料提供、検討結果の公表、それにとどまるのか、そのところはいかがなんでしょうか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 大変失礼いたしました。検討委員会の中で協議して、必要とあらば地区の方の中で諮られると、このように聞いておるところでございます。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 ということは、検討委員会の検討結果がどういう意味を持つのかということについて、ちょっと角度を変えて質問いたします。どういう意味を持つんですか、検討委員会の検討結果というのは。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今後、地域振興とか、そういったものを詰める必要もございます。施設整備についても環境への配慮とか、そういったことでご意見をいただきたいと思っております。ただ、全区民の皆さんと一堂に会してそういったやりとりをするというのなかなかしづらい面もございますので、その窓口というんですか、そういった機関として地元の方の任意組織として検討委員会の設置をお願いし、現在立ち上がっていると、このような状況でございます。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 ですから、任意の地域の自主的な組織であるというふうなことで、当局としては、この検討委員会を窓口として、当局の考え方、あるいは地域の考え方をキャッチボールする、そういうような機関としての位置づけをしていると、このような理解でよろしいんですか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） はい、ご指摘のとおりでございます。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 そこで、この検討委員会が、地区住民の皆さんの中に賛成の方ももちろんおられますし、反対の方もあるという現実があるということが大前提での質問をするわけではありますが、この地域振興計画について、この検討委員会がそれについても協議の対象としているんだというお話がございました。ですから、反対者の方々のこの地域振興計画に対する意見などが果たして本当に反映されるのかどうか、その辺が私はこの検討委員会というふうなものを地域で設置されても、任意機関でありますから、強制的に出席をさせるということももちろんできないという機関であろうと思いますので、本当の意味での地区住民の総意が反映される協議結果が得られるのかどうか、このところはどのようにお考えになってますか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 今、地域振興計画の中身について議論いたしておりますのは、施設の受け入れを前提にした上で、それを進めるに当たって地域振興計画をつくり、実施するというところでございますから、その中身を今、具体的に議論していると、こういうことでございます。したがって、反

対の方がそもそもそんなことは認めないということであれば、認めないということ自体を地域振興計画の中に盛り込むことは、これは理論上不可能であると。しかしながら、反対の立場は反対の立場としながら、自分たちの地域をこんなふうにしてよくしたい、そのためにこういったことを行政の側にしてほしいんだというようなことがありになれば、それが適切なものであれば地域振興計画の中には当然反映がなされるであろうというふうに思います。むしろ反対の方々にも地域振興計画の中身について、ぜひ積極的なご参加をいただきたいというふうに私としては願っております。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 今、市長の答弁のとおりかなと、私はそういうふうに思っておりました。計画がひとり歩きして、反対者の声は全くこれに反映されないというようなことになると、やはり禍根を残す、地域のコミュニティーが最終的には壊れてしまう大きな原因になる可能性を持っていると思いましたので、反対という気持ちをお持ちの方についても、自分たちの住む地域がどうなるのかということについては本当に心配なんです。それが心配だから反対しているということがあられるわけでありますから、この検討委員会の検討の仕方については、事を急がないようにすべきであると思っております。その辺ひとつ、区の方への窓口としてこれを位置づけておられるのであれば、今の市長の答弁などもしっかりと配慮した中での窓口機関としての話し合いが必要かなと思っております。

それからもう一つ、木谷口の進入路問題、これは村岡議員も質問されました。この木谷口の進入路を含めた施設の建設ということで、4条件のそのまた大前提の中に、木谷口を進入路とするんだということでの採決がされたというふうに理解しておるわけですが、木谷口、そんなに広い間口というんですか、ものはない。今、現状を見ますと、両方に山がありますね。それから少し畑というんですか、田んぼがあり、農地があって、それから川があって、それから道路があるという中で、5月2日にいただきました協議会での概略設計図、これを見ますと、現道とは違う場所に道路がかかっているというふうなことになるわけですが、これは今後もそういうふうになるというふうに理解していいんですか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 進入路につきましては、地区の皆さんからいろいろご意見をいただいております。地区にとっては重要課題であると、このように認識をいたしております。

現在の市道からはやっぱり離してほしい、このようなご意見も聞いております。そういった中で、例えば河川の右岸でも可能ですよ、それから今の市道から離してもできますよと、こういったところの図面をかいたところでございます。今後、地元の皆さんと協議する中で、位置については決めていきたい、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（綿貫祥一） それでは休憩して、再開、午後1時とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

議長（綿貫祥一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番古池信幸議員。

古池信幸議員 引き続きまして質問させていただきます。

検討委員会の問題であります、この検討委員会の組織、構成をどのようにするのかという問題については、これは当局はどのようにお考えになっているのでしょうか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 検討委員会の組織ですけれども、先ほどの議員にもお答えしたとおりでございます。坊岡区につきましては6名、当分の間、現在の役員さんがなられると。それから森本区については13名、これも現在の役員さんが当面行われる。ただ、合同の場合には森本区については7名が参加と、こういったことを聞いております。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 これはあくまで地域の方々が自主的に構成を決められると、そういうふうに私は思っておりますが、それでよろしいですか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） はい。任意の組織でございます。で、我々がそういった提案を申し上げたところ、地区の方で協議されて、当面、役員さんがなられる、このように相なったわけでございます。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 初日に中貝管理者のあいさつ、説明の中にこのように書いてあるんですね。ごみ処理施設検討委員会を設置いただき、施設整備を契機に地区内のまちづくり、課題解決に向けた取り組みが進められようとしていますというふうに、この文言から読むと、検討委員会はできてないというふうに、この10月の最初の段階で、これ何日でしたか、16日の段階ではそのように読み取れるわけですが、どうなんですか。これはつくられたというふうになるのか、これからつくられるということになるのか。私は、この文言からは、これからつくられようとしているというふうに読みましたんですが、どうなんですか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 既に設置をいただいております。森本区についてはきのうも2回目、坊岡区についても既に2回が行われております。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 それで、補正予算にかかわることですので、ここで言うべきか次に言うべきかと思っておりますが、補正予算の中で、この検討委員会の運営に対する経費も見込んでいるということがありました。これはおかしいんじゃないのかなと。先ほどから聞いておりますのは、なぜ聞いたかという、あくまで地域、地元の方々の任意の組織であると。その任意の組織であるというものを立ち上げたら、当局が予算をつけて、その運営を維持するというんですか、運営のための予算を当局が出すことができるというふうに判断されての補正予算だと思うんですが、私はこれはおかしいなと思っておりますが、どうなんですか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今回の検討委員会ですけども、本来、区の業務に属していない施設整備事業に関する事務を組合の方から検討委員会の方にお願ひしておるものでございます。報償費は役務の提供に対する純粋な謝礼等の報償的な意味の強い経費であるということから、組合から依頼して検討委員会を設置していただくこと、こういったこともございますので、今後、会議への出席、あるいはまた生活環境影響調査での立ち会い等、それに要する経費等を支出することについては妥当なもの、このように考えております。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 本来、区の業務に属してないということではないと思うんですよ。寺嶋委員長の最終結果で森本区、坊岡区に施設をお願いするんだというふうになったときに、これは市長がよくおっしゃる、地元区とはどこだといったら、地元とは森本と坊岡なんだと言われた、その区独自の問題として今度は性格が変わってきているわけですね、このごみ処理施設を受け入れるか受け入れないかという問題について。だから今の答弁は、私は無理があると。やっぱり区の本来の業務にもうなっている、そこに運営費を出すということは、私はできないと思いますが、それはどうなんですかね。あくまでこれは区の本来の業務じゃないという意味なんですか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今回、施設整備ということで両区の方にはお願ひしております。そういったことで今後、地域振興も含めて、それから施設整備、環境の問題もございまして、そういった問題、それから生活環境影響調査、こういったことの相談、こういったことをさせていただくわけですので、本来、区の業務とかけ離れた業務を今回お願ひすると。そういう意味合いからも今回の謝礼については、報償費で支出することについては特に問題ないと、このように思っております。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 平行線をたどりまますので、このぐらいにします。

基本協定についてお尋ねいたします。

締結の相手方は区だというふうに管理者が答弁をされました。私は、締結の相手方は区だけではないと思っております。地権者すべての方々、それから区が締結の相手方になるべきだと。それではないと、こういうものは進まないんじゃないか、逆にね。そのところで相手方を区だけに絞ることには、やっぱりこの問題の性格上、その土地が手に入らなければ何もできないわけですから、土地の所有者の方々が協定の締結相手方になるのは当然のことだと思いますが、それはいかがなんでしょうか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 先ほども申し上げたわけですけども、土地の地権者の方については別途、土地の用地取得の関係で契約が出てまいります。したがって、基本協定については両区と組合と、このように考えております。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 私は、地権者の方々になるべきだと。というのは、区長さんも取りまとめのためにご苦労なさっている様子はいかがえます。それはいかがえますけれども、あくまでも所有権というんですか、私有土地があるという、この存在は区という自治組織よりも本当はもっと重いものがあるんじゃないかと。地権者の同意そのものがなければ物は動かないというふうなことだと私は思っておりますから、地権者については別途するというんじゃなくて、一番もとになるのは、この協定で仕事が進むというふうに理解すべきだと思いますので、最重要課題として協定の相手方には地権者を入れなければ、その協定そのものが重みを持たないというんですか、それ以降の問題について、またいろんな困難が生じる原因になると思いますが、いかがですか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） この基本協定の中身というのは、まだこれからでありますけれども、例えば安全な施設をきちっとつくりますといったような約束をするとすれば、それは相手方が地権者の場合にはよくて、地権者でなければしなくてもいいということにはなりません。つまり地権者だろうと地権者でなかりょうと、その地区に住んでいるの方々全体にかかわることありますから、それを取りまとめる団体として、区を相手方にするというのは極めて当然でありまして、議員の言われるように区プラス地権者というのは公平性を欠いた極めておかしなやり方であると、このように思います。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 その辺も意見が、考え方が違うんですが、私はおかしな考えじゃなくて、同等に扱うべきだと。区ももちろん相手方になるべきだと思います。けども、地権者の同意がなければ事が運ばないという、そういう性格のものである公共施設については、やはり地権者の同意がこの基本協定、本協定にあるべきだと、私はこれは譲れない立場でございますので、ひとつ今後の推移の中で地権者も相手方になるということについて一考願いたいと思いますが、全く検討の余地はありませんか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） ありません。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 それから、協定の基本項目についての質問をしたかったわけですが、なかなか今のところではできていないというふうなことでありますので、でも最低限、この基本協定になる骨組みはどういうものがあるのか、これぐらいは現時点で述べていただいてもいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 両区とも今後協議せんなんわけですけども、基本的には先ほど管理者が申し上げましたとおり、公害とか、そういったことに万全を尽くす、あるいはまた地域振興については誠意を持って対応する、こういったことを基本として地区と協議しながら詰めていきたい、このように思っておりますのでございます。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 公害に関する内容、それから地域振興に関する内容というふうな、この2本立てになるんですか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 詳細は先ほど申しましたとおり今後詰めていきたいと思いますが、大体そういった大筋をもって項目の検討に入りたい、このように思っております。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 そこで、地域振興の問題については、地域振興計画というのが前段に出てくるというふうに理解できるわけではありますが、地域振興計画についても、資料要求でも、まだ煮詰まっていないから出ないというふうなことになる、我々議員がこの地域振興計画、果たして本当に住民の納得のいく、そういうふうなものになっているかどうかということを審査、審議することはできないんじゃないかと思いますが、この地域振興計画の扱いはどういうふうにお考えになっていますか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 先ほども申し上げましたとおり、まだ煮詰まっておりません。坊岡区の方については現在、取りまとめ作業中でございますし、それから森本区については素案をいただきましたけども、今現在、事務局の方で検討しておる最中でございます。まとめました段階で、またご提示を申し上げたい、このように思っております。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 最初に周辺区の問題も質問いたしておりますが、周辺区からは、後で審議になりますが、陳情書も出ております。そもそもこの施設の建設に当たっては、当該地区の2地区だけではなくて、隣接区というものについて寺嶋委員長の報告にもありましたように、隣接区の了解を得るよということが書いてあります。そういう選定経過から見ましても、隣接区の意向が大変大事であると。先ほどの答弁の中で、小城、それから御又、それからもう1地区されておりますが、林区とは説明会もされていないという答弁がありました。この隣接区の問題について、距離的には本当に1キロ圏内に、特に御又区なんかは1キロ圏内に入ってしまうというふうなことがはっきり出てくるわけではありますが、周辺の区のご理解についてはどのようにその後考えていかれるおつもりなんでしょうか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） これも先ほど申し上げたんですけども、隣接の各地区については出向いてご説明を申し上げたところでございます。まだ林区だけはできておりません。そのときにもいろんな質問が出ておりましたので、再度要請がありましたら何ばでも行かせていただきますと、このようなことも言っておりますし、それから区長さんにも他都市の例も見てもらったら結構ですよと、そういったことになりましたら言ってくださいと、このようなことを言っております。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 そこで、隣接区の同意を求めることというふうに委員長報告になっているということ



について、私は今のご答弁では、説明に行くということなんですが、もっと本当は重いものなんです。だから選定委員会がこの2地区での場所を選定された経過の中で、やはり隣接区の動きが、これは成否を決める大きな要素にもなるんだというふうなことからあえて記述されたと思います。そういうことで、この隣接区について、特に林区と御又区、これが隣接区になりますが、ここの了解を得ることというふうなことの見通しはどのように思っておられるのでしょうか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず文章を勝手に変えないでいただきたいんですが、同意を得ることというふうには書いてないはずでございます。理解を得ること、理解を求める努力をそれはしろということでございます、全員のイエスがなければしてはならないということにはなっておりません。まずそのことをぜひ押さえていただきたいと思います。

その上で、しかし、より多くの人々に理解をしていただくのは大変大切なことでございますので、先ほど事務局長が申し上げましたように努力をしてまいりました。さらに今後ともそのような努力を重ねてまいるつもりでございます。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 合意という言葉は取り消します。理解を得る努力ですね。だから、その理解が本当に得られる状況になっているのかいないのか、そこがところが大変大事なんです。これは選定委員長もそのところを大変心配されての報告だったと思いますから、この理解をどの程度得られたのか、これはどうなんですか。半数以上の方の理解は得られましたか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） まず、委員長の報告の中では、地元区の要望を踏まえて隣接区等への理解を求める最大限の努力が必要である、このように記述されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

林区につきましては、今現在、文書をもって区長さんあてに事業説明会の要請をお願いしているところでございます。ほかの隣接区につきましても、先ほど申し上げましたとおり区長さんの方に、また要請がありましたら行かせていただきますと、このようなことをお伝えしておりますし、視察等も要請があれば行かせていただきますと、このように伝えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 これは私ごとでございますが、私は住民の代表として自分の考え、あるいは議会であったことを伝えるために地域での議会報告会を重ねてきておりますが、森本区及び坊岡区で私が会場を貸していただきたいという申し入れをしたら、両方ともお断りになりました。大変残念なことであります。これは今の時期だからという理由はありましたんですけども、私は住民の代表の議員として、当然受け入れてもらい、来られる来られないはご自由ですけれども、少なくとも会場を貸さないというような事態、これが生じてるということは、やっぱりこれは大変、私にとっては何という区の方々なんだろうかと、ぜひ自分の話も聞いてほしいけれども、そういうこちらの申し出

を断られるという状況があったということだけは、この際、ご報告を申し上げておきます。

そういう中で、今後の問題であります。反対表明をされているという方、私は市の行政に対しても、ふだんは本当に皆、協力的でありますし、また地域の行政、地域のコミュニティーに対しても本当に一生懸命前からずっとやってきた、そういう方たちばかりではないのかなと思っております。だから、こういう問題が出てきたことによって、その地域での不協和音になってしまったりとかいうようなことになると大変気の毒なことになります。やっぱり自分たちが思っていることをしっかり述べて、それから賛成であろうと反対であろうと堂々と意見を聞くと、少なくとも最低限相手の意見を聞く、そういう気風がなければ、しこりとして残ってしまうんですね。だから、そういうことがないように、特に検討委員会を窓口にするというふうには当局はおっしゃっていましたが、私自身の個人的な経験では、そういう現実もあったというふうなことをかんがみますと、この検討委員会の今後の活動のやり方についても、当局はやはり反対者の方々の意見もしっかり聞けるような、そういうことになるのか、いや、期限が迫られとると、合併特例債が使えるのもあとこんだけだというようなことになって、終着点を決められて中身を急いでいくというふうなことになりはしないのかなという心配をいたしておりますが、その辺はいかがなんでしょうか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 反対をされとる方の対応については、検討委員会じゃなくて組合の業務だと、このように思っています。今後も引き続きご理解をいただくための努力をしてみたい、このように思っておるところでございます。

古池信幸議員 以上で終わります。

議長（綿貫祥一） 終わりですか。

古池信幸議員 はい。

議長（綿貫祥一） 以上で古池信幸議員に対する答弁は終わりました。

次は、2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。たった一つの事務ですから、通告も重なる、時期が時期だけに、そんなにたくさんの論点ということにもなりません。先ほど当初に議会運営委員長からなるべく重複をするなというご指摘もいただいておりますので、ほとんどすっ飛ばして要点といいますか、お尋ねをしたいことだけお尋ねをしたいというふうに思います。

一つは、管理者の答弁の中で、木谷口、このことについて交差点の改良という、右折帯というふうなことだと思って聞きましたけれども、木谷川の右岸というふうに答弁をされました。まだ河川の管理者である県との協議も具体的にはなっていないかのお答えだったんですけども、イメージとして、山を切るということにするのか、それとも河川を動かすというふうなことにするのか、右岸というところでの進入口、あるいは進入路をつくるというときのイメージというのはどういうふうに考えるのかなと、この辺が一つは坊岡区の皆さん方にとっては全体を貫く話の入り口になるというふうなことにもなるのかなというふうに思うもんですから、一つはその点を伺いたいということ。

それから、今年度中に環境影響評価の調査に向けての事業者の選定まではやりたいということが管理者からございました。そうすると、どのあたりまでの同意、合意が得られたらこの調査に入るということにするのか、そのあたりですね。それぞれ議論があるわけですけれども、私自身が今の時点で感じておりますのは、用地に対する進入路、道路用地であってみたい、あるいは施設の整備の底地であってみたい、そういうものに対する用地の確保、これについての見通しが一定立つということが大前提として必要なのではないかなと。もしそのことを抜きに環境影響評価の調査に進むということにした場合、調査に丸々1年で、その後の公表なり、あるいは意見を求めるというふうな縦覧というふうなことも含めてでしようけれども、半年程度と、ざっと1年半かかるということを言われた。そうすると、その1年半たったところで、そこから先へ進めないというふうなことになるというふうなことでは、ある意味、またむだ遣いをしたなというふうなことにならんとも限らんとことを思うものですから、管理者としての現時点での、基本的なスケジュールは伺いましたけれども、実際のところどうなのかなということを伺いたいというふうに思います。

それから、資料としてそれぞれ関係する方々から組合に対して出されている文書、要望云々というふうなことで資料も随分たくさんお示しをいただきました。その中に竹野川漁業協同組合の代表理事組合長という、ちょっと組合長の名前は黒塗りをしてございますのでどなたかわかりませんが、公職にある者の氏名が黒塗りしてあるというのもいかなものかというふうに個人的には、私は思いますよ。しかし、そういう判断なんだなと思って、その資料は見ました。その中で、やっぱり漁協にとっても竹野川そのものもだし、木谷川も大変自分たちにとっては大切なところだということがる示されておるわけで、この辺との兼ね合いをどうお考えになるのかなということの一つは伺いたいというふうに思います。結局これは木谷口ということとの絡みが全体としても出てくるのかなということと思うものですから、広報でそういうふうなことが言われるのかなと思いますけれども、伺っておきたいというふうに思います。

それから、基本協定の前提ということで、地域振興計画の中身がお示しをいただきたいということで資料も求めましたけれども、まだないと、示せるものはないと。ただ、内容的には地元の方々の意向を受けたものはあって、それを組合で検討しておるということが事務局長から言われた。ところが実際、このものはどうなんですか、地元からいろんな要望が当然市にもあるでしょうし、組合にもあるだろうと思うんですね。そういうものを精査をして、組合が提示をした素案というものではないのかなと私は勝手に思っているものですから、公表できる状態にないというのは理解をしました。しかし、その中身というのは結構多岐にわたっておるというふうに仄聞しておるものですから、その辺でその素案の性格そのものを少し伺いたいんです。

全体を通じて、私、汗をかきながら伺っておるんですけれども、この組合というのは、もっと言えば私自身がここで議論するときに、県のやることも市のやることも組合のやることも何かごっちゃで議論をしているような気分になってきて、今、私は北但の議員として香美町から出てきてここにおるんだということを半分どこかで忘れてしまうんですよ。そこで、広域でごみ・汚泥の処理施設を設置をして運営をすると。同時にごみ・汚泥処理に関する事務を行うと。この組合が行う事務

の範囲というのはどう考えたらいいのかと。きょうの議論だけでも、組合の事務もあれば、多分市でやるべきことなのかなと思えるようなこともあってみたり、あるいは県にお願いをしないと進まないということもあってみたり、いろんなことがあるもんですから、管理者としては市長でもあるわけで、全体に責任を持たんなんという立場なんでしょうけれども、私としてはそこまでの責任感がちょっと持ち切らないという側面もあるもんですから、そのあたりを少し整理をしていただきたいというふうに思います。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、木谷口からの進入路についてのお尋ねをいただきましたが、それは事務局長も答弁いたしましたように、まだこれからの課題です。このごみ・汚泥処理施設の整備についての入り口だというふうには考えておりません。木谷口からの進入路を前提に、坊岡区については施設の受け入れの決定をいただいておりますので、今後、全体の事業なり計画を進める中で、具体的にこの進入路についてはこういうところにこのような形でという案をお示しし、地元の方々のご意見も聞いた上で最終的に決めていきたいと、このように考えております。

それから、環境影響調査につきましては、手順としては基本協定の締結後、できるだけ速やかに環境影響調査の手続に入りたいというふうに考えております。

また、この環境影響調査の実施と用地の見通しとを強く関連させるべきだというご意見もいただきましたけれども、私といたしましては、用地の取得はその次の段階の議論であって、環境影響調査をまずやるべきだというふうに考えております。特に地域の方々から、まさに環境への悪影響があるのではないかと、こういった懸念が示されておりますから、それにお答えするためにも、今の環境の現状がどうなっているかということをもまず把握をし、そしてそこに現在考えているような施設ができたときにどのようなプラスアルファになるのかということをも予測をし、その水準が認められないような水準のものなのか、環境的にもう心配するようなことでないのかどうか、そのことの判断をし、ぜひその上で反対の方々にも、思われているような危険なものかどうかということのご判断をいただきたい。そのためにも環境影響調査はぜひ早く実施をしたいというふうに考えております。

それから、黒塗りの点は大変申しわけありませんでした。恐らくさまざまな地元の方の文書のところの代表者のお名前を消したバランス上、そうしたんだろうと思います。何も隠すようなことではありませんし、実は反対者の代表の方も隠すほどじゃないと私は思っておりますけど、事務方が配慮するというものでしたから、そのように私も追認いたしました。

それから、国、県、それから組合の業務がごっちゃになって、一体この事務の範囲は何かというお尋ねをいただきました。事は極めて簡単でありまして、1市2町で共同してごみ・汚泥処理施設をつくるということを決めました。そして、その事業を進める主体として北但行政事務組合が選ばれました。そして進めるに当たって、その進め方を審議をするということでこの議会が構成をされていますので、山本議員が議論される範囲というのは北但行政事務組合でやるべきごみ・汚泥処理施設の、その事務の進め方について、事業の進め方についてご議論をいただくということがまず基

本だろうというふうに思います。

したがって、豊岡市役所がやるべき事柄については、この議会の本来からいくと権限外であるということに理論的にはなろうかと思えます。ただ、地域振興計画の中身は、主体はもちろん一義的に、仮にこの北但行政事務組合になるにしても、その振興計画の中に道路を整備することが書いてありますと、道路整備は、これは豊岡市がやることとなります。したがって、北但行政事務組合と豊岡市、あるいは1市2町の中での協議を踏まえて豊岡市がやることとなりますので、予算は豊岡市の側で計上されることとなります。ここは、でも非常に関連が深くございますので、余りかたいことは言わずに、この場でも議論をさせていただいていると。さらに、今度はその割り勘が1市2町の中で当然出てまいりますから、その割り勘が今度、北但行政事務組合を通すこととなりますと、この時点でまた組合議会の本来の権限となりますから、関連する部分については、その関連が深い部分については、この議会での議論をさせていただいてもいいのではないかというふうに考えております。ただ、余りかけ離れたことまで言われますと、私は豊岡市長としているわけではございませんので、そこはお互いに節度を持ちながら議論させていただければと、このように思っております。その他につきましては、担当から答弁させていただきます。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 地域振興計画の関係で、素案の質問をいただきました。今、お示しするようなものはないわけですが、基本的に森本の場合には4月にいただきました受け入れ条件、これをベースに素案が作成されておる、現在事務局の方で検討しているというところでございます。坊岡区につきましては、5月に2回にわたって地区の意見、要望という格好で取りまとめられております。ただ、いろんな意見がある中で、地区の集約ということにはなっていないわけですが、それをベースにして今後詰められると、このように思っております。以上です。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 ことしの予算そのものは、環境影響評価の調査がどの時点で始められるかにもかかわってくると思うんですけども、その前提というか、一番手前の地域振興計画、今、最後のところで4月の条件で森本区へ素案を提示をしておると、5月に2回の要望を受けて坊岡区へ素案を提示をしておると。まだ議論が、話を始めたかぐらいだろうと思えますので、その中身について細かく説明できる状況にないということは先ほど来何度も伺っておるんで、一つ一つお尋ねをすることはしませんけれども、一つ、私自身は素案、こういうものが出てるんだよというのを見せてもらったんです。その中に、コウノトリの巣の塔ですね、時々新聞に百合地の施設が出てまいりますけれども、その話が1項あるんですよ。その項を読んだときにあれと思ったのは、かつて、ずっと前段で可能なといいますか、どの辺がいいだろうねという選定をする中で、下宮という地区がテーブルに乗った時期が、随分前ですけどありました。そのころコウノトリの話が随分にぎやかにされてる時期だったと思いますけれども、下宮を外すときの大きな理由の一つが、コウノトリの生息地に近いということが言われたというふうに思っておるものですから、そうか、下宮ではコウノトリを理由に落として、今度は、坊岡では施設を整備して、コウノトリも巣立つような、そういう地域

にしよう。なかなかいろいろ考えるなと思って、若干気分的にすぐれない。病気になるほどではなかったですけども、すぐれなかったことを今思い出しまして、この辺、管理者として、時と場合によってコウノトリを अच्छに飛ばしたりこっちに飛ばしたり自由にするのかなと思って、気になっておるんです。そのあたり、どうなんでしょうか。

それから、先ほど来の議論の中で、じゃあ振興計画はこういうもので、じゃあそれでいきましょう、基本協定を結びましょうという段階に至るということになるんだそうですけれども、そのときに協定項目の話がそれぞれありました。でも、中身はまだこれから詰めるということなんですけれども、一つの要素として、やっぱりその基本協定の中には期間、何年とか、あるいは何年までとか、協定期間というものが入るんだらうと思うんですね。このあたりをどうお考えになるのか伺いたいですよ。

村岡議員とだったでしょうか、スタートの段階、あるいは設計の段階から、なるべく長期間使えるように定期的なとか、適宜補修をしていって、なるべくいい状態で長期間稼働するということが望ましいと。我々がここで論じるときには15年よりも20年、20年よりも30年というふうなことになるんだらうと思うんですけども、逆に該当する地域の皆さん方にとっては、いや、自分の代は何とか考えるけども、子供の代まで我々が縛っているのかねという話になりはせんかなと思って、そのところがちょっと気になるんですよね。そのあたりをどうお考えになるのか、その辺はどうなんでしょうね。

その後、環境影響評価の調査に入る。その結果によって住民の皆さんにも安心していただける判断材料を提供して、その上で地権者との協議なり同意をいただく努力に、もちろんそれ以前から当然されるのはされるんでしょうけれども、環境影響評価の調査が終わって皆さん方にうんと言っていたくまで手を後ろに組んでますということは多分ないんだらうとは思いますが、用地の確保云々が前提というふうにはしないということなので、しかしながら、なかなか本当にそれで進めるのかなというのがやっぱり、杞憂であればいいですけども、その辺が気になるんですけども、そのあたりについてはいかがですか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず一番最後の方のご質問から。

逆に議員が言われてるようなことをやりますと、極めておかしなやり方になります。環境影響調査の結果も出てないのに、まず用地を確保しなさいと。それで持って確保できてから、見通しがついてから環境影響調査するという、これは通常の事業のやり方としては考えられないことでありまして、まずそこに施設ができたときにどういう影響を与えるのか等を見て、そして大丈夫ですねと確認をして次の手続に行く。もちろん準備行為をそれまでから進めることは当然でありますけれども、正式な手順としては、今申し上げたようなことになるのではないかと、そう思います。

それから、コウノトリのことは、私が考えているんじゃないかと、これは山本議員が余りにいろいろとお考えなのではないかというふうに思います。下宮地区が選定委員会で落とされた経緯というのは、私自身が責任を負っていることではございませんが、あそこに現に生息地といいま

しょうか、えさ場が、湿地がある。それを壊すことになってしまうということを選定委員会の側において判断されたものだというふうに考えております。そばにコウノトリがいてはいけないということではなくて、コウノトリの生息を支えている湿地が既にある、それを壊すことについての判断が選定委員会の側についてなされた。ちなみに私たちは、その判断については一切関与はいたしておりません。

それから、いろんなところの資料をいろいろとお持ちのようでありますけれども、要は最終的にどういうもので地域振興計画をつくるかということが重要でございますので、これからの課題であると。言われたようなことについては、こちら側から提案したものではありません。以上です。

議長（綿貫祥一） 協定の期間が出ました。

管理者。

管理者（中貝宗治） 失礼いたしました。

協定の期間ですけれども、特に考えておりません。議員が言われているのは、恐らく施設の利用・使用期間についての何か協定のようなことをおっしゃっているんじゃないかと思っておりますけれども、そのようなものを私たちとしては考えておりません。

今、議員は例えばその次の代がとおっしゃいましたけれども、次の代の人たちに、じゃあ壊せというのかと、使えるものについて。ということも考える必要が当然あるわけでございまして、私たちとしては、とにかく施設については安全に、安心に、とにかくできるだけ寿命を延ばすということが基本でございまして、それが何年になるかということは、現時点はだれもわからないわけでありますから、期限についての協定を設けるという考え方は持っておりません。以上です。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 素案については組合が示したものではないというふうにおっしゃったので、そのところはこれ以上申し上げません。

環境影響評価の調査と用地確保、これをどっちが先かという、その環境影響評価の調査も始まっていないのに用地確保をなさいということをおっしゃる気はありません。しかし、見通しもないのにということなのか、いやいや、そうはいつでも見通しはあるんだということなのかということなんです。そのところを一つは伺いたい。

それから、期間の話で、いつまでというふうな年限ということは考えていないというのが管理者のお答えだったんですけれども、それじゃあ進入道路、どこにするかは別にして、道路の底地というのは多分買収になるんだろうと思うんですね。借り上げて、またお返しをするというような可能性というのはないですから、道路については買収するということになるんだろうと思うんですけれども、施設の底地についてはどうお考えですか。借り上げなのか買い上げなのかという点では、その点いかがですか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 先ほどの用地の見通しと環境影響調査については、もう先ほどお答えしたとおりでございます。用地については、とにかくご理解いただくように最大限の努力をする。それはそ

れといたしまして、環境影響調査については今後、手続上できるだけ早く進めさせていただきたいと、このように考えております。

それから、2つ目のご質問が何でしたか……。

議長（綿貫祥一） 施設は借地でも……。

管理者（中貝宗治） 施設の用地につきましては、買収させていただきたいというふうに考えております。といいますのは、用地買収の場合には合併特例債が使えますけれども、地代をお支払いする場合には、これは合併特例債は使えませんので、そのまま一般財源をむき出しで支払うこととなります。そういったことを考えましても、買収させていただけるのであれば、それが一番いいというふうに考えているところです。しかも賃貸借になりますと、定期的に、じゃあ賃料をどうするかといった課題をずっと抱え込むこととなりますので、私といたしましては、用地については買収をさせていただきたいと、このように思っております。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 今のお答えで、どこをどう通るかは別にして、進入道路も、それから施設の用地も全体が買収の対象ということが現時点での考え方だというふうにする、施設の稼働年限というふうなもの切るという発想は非常に小さくなるということになるんですかね。使える間はなるべく長い間使っていくと。今施設があるところで割と、特にここの計画は、最終処分場は今の計画にはもうなくなってますから、処分場のことは考えなくてもいいことになるんですけども、借地の場合、年限が切られてて、それを更新するときの話というのが絶えず出てくる。今も言われたとおりなんですけども、そうすると、施設の底地を買収ということになると、じゃあ、その上で稼働しているごみ・汚泥の熱回収施設といいたいまいしょうか、このものは延命策をとりながら、あるいは善良な補修をしながら、なるべく長い期間使う方が、より住民にトータルでは経済的だと、財政的にも助かるというのは、それはだれが考えてもそのとおりだと思うんですけども、そうすることは逆に言うと、その地域、地元の皆さん方にとっては、いつまでもその施設があり続けると、運転をし続けるということになる。それにかわる、その地域の振興策みたいなものが相当ないと、しかもそれが長期にわたって効果があるということにならないと難しいのかなと思って、今、勝手に頭で描いているんですけども、中身の問題じゃなくて。その辺については、管理者としては、もう今まで答えたことですべてなんですか。

私は、地元の皆さん方が、それでも住民のためにもなるし、協力をせんなん、もう既に同意もしていただいとる。しかし、いつまでもというふうなことになるんだったら、それはまた考えんなんなみたいなことが起こりかねんという気がちょっと今してるもんですから、そのあたりでもう一遍伺っておきたいと思います。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 施設を設置して運転するために用地の買収をお願いするわけでありまして、施設が安全に運転可能であれば、その間させていただくのはむしろ当然のことじゃないかというふうに思います。それを例えば20年で切ります、その後壊しますなんていうことを、まさか山本議員



もそんなことがいいとは思っておられないと思いますけれども、普通のことではないかと思います。

それから、施設が長く続くならば、地域振興計画の効果も長く続くものというふうに言っておられますけど、それはそうなります。というのは、道路をつくれれば、その道路は、道路がある限りその地域の人にとってプラスになるわけでありまして、もし防災工事をするならば、その防災工事が有効な期間中は、すべてそれは地元の利益になるわけでありましてから、何もこの年に酒飲んで、よかったですわということを経営計画に盛り込もうとしているわけではありません。その点もぜひご理解賜りたいと思います。

山本賢司議員 終わります。

議長（綿貫祥一） 以上で山本賢司議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。暫時休憩いたします。再開は2時ちょうどです。

休憩 午後1時50分

再開 午後2時00分

議長（綿貫祥一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2、報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて、専決第1号平成20年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号、専決第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、第7号議案平成20年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました11番古池信幸議員。

古池信幸議員 汚泥の分析についてお尋ねいたします。

汚泥の成分には水分、可燃分、灰分に分けることとした昭和52年11月4日付環境整備第95号による試験方法が採用されております。30年以上も前の、当時は環境省も設置されていない時代だったと思います。その当時の試験方法でいいのかなという疑問を持ちましたが、この点についてはいかがですか、お尋ねいたします。

3成分についても、乾燥汚泥が試験材料となっている施設が豊岡浄化センター、矢田川クリーン

センター、美西クリーンセンターの3カ所、脱水汚泥が試験材料になったのが日高中央浄化センター、村岡浄化センター、温泉中央浄化センター、浜坂浄化センターであります。脱水式の方は……。

議長（綿貫祥一） 古池議員、発言中ですが、ただいまは20年度の一般会計補正予算についての質疑でございますけども、お尋ねは19年度決算の内容についての質疑のようですけども……。

古池信幸議員 大変失礼しました。やり直します。申しわけありませんでした。

補正予算2号の中で、報奨金19万8,000円について説明は講師等謝礼となっておりますが、補足説明では地元学習会、検討委員会運営費とのことでした。講師は何が専門のどなたがいつ来られ、地元というのはどの範囲が対象となった学習会を開かれるのか、お尋ねいたします。

それから、先ほどご質問いたしましたんですが、検討委員会の運営経費、これについては答弁と私の考えと平行線になっておりますが、やはりどう考えても地元の任意の団体にその運営を支える経費を公費で払うべきではないと思いますが、この2点についてお尋ねいたします。

議長（綿貫祥一） 答弁願います。

事務局長。

事務局長（境 敏治） 検討委員会の関係ですけども、先ほども質問いただきました。本来は地区の業務でない、こういったことでございますので、今回、報償的な意味で経費を支出するというところでございまして、妥当なもの、このように考えております。

それから、謝礼の関係でも説明申し上げたんですけども、これは今後、説明会、それから学習会等も予定されます。したがって、その講師等の謝礼という意味合いでございます。例えば選定委員会の学識経験者を招いた学習会、そういったことも想定しながら補正に計上させていただいておるところでございます。以上です。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 私が質問しましたのにもう少し正確に答えていただきたいんですが、地元の学習会、これについて講師は何が専門の方なのか、どなたが来られるのか。それからその学習会の範囲はどの範囲の方々にお話を聞いてもらうようにされるのか、このことについてはいかがなんでしょうか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今後、やっぱり説明会とか学習会、こういったことも予想されますので、その対応ということで今回、補正をお願いしているところでございます。現時点で予定ということはございませんけども、一応今後もこういった説明会をしながら、あるいはまた学習会をしながらご理解をいただきたい、このような努力をするわけでございますので、今回、そういった費用を計上させていただいたということでございます。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 検討委員会にお金を出す話、再度、最終的に質問いたします。

やっぱりどう考えても、公費の支出には限界があると私は思っております。この検討委員会は、先ほどの答弁の中で、地元の方々のみで構成される、そういうものであり、また任意の団体であるということもわかってまいりました。そういう任意の団体に、その仕事の内容が地元のことだけで

はないんだというふうなことで公費が出せるというふうな拡大解釈をされると、今後、歯どめがきかなくなると思いますが、いかがなんでしょうか。それでずっといろんな任意団体が、いやいや、これも市との関係あるな、県とも関係あるな、特に市と関係あるなというようなことになっていくと、全部出していかれるんですか。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 検討委員会ですけども、当然地域で選出された検討委員さんもおいでますし、当然組合もあります。また、学識経験者にもお願いすることになろうと思います。そういったことで、地区と組合を含めたところの協議をお願いしているところでございます。組合独自で、単独で検討委員会を開催されて、ずうっとそれでやられるというわけではございません。そういった性格のものでございますし、先ほども申し上げております、組合からの依頼で、本来、区の業務に属してないことをお願いしとるわけですので、これについては妥当なものと、このように考えております。

議長（綿貫祥一） ほかに質疑ございませんか。

2 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。

資料の31ページの、今、古池議員とのやりとりをやってる19万8,000円の話なんですけれども、説明の中では地元検討委員会で、本日も地元検討委員会ということで議論をやりとりをしてきたはずなんですけれども、今のお答で、どうも違うんですね。学識経験者も入ってる、組合も入ってる。その地元検討委員会というのは何なんですか。もう一遍教えてください。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 地域振興計画等については、やはり組合も出かけていって一緒に中身を検討せんなんと、このように思ってます。その場面場面で必要に応じてそういった学識経験者もお願いして加わっていただく、このようなこともあろうかと、このように思っておるところでございます。したがって、区単独でずうっと動かれる性格のものではない、このように思っております。以上です。

議長（綿貫祥一） 2 番山本議員。

山本賢司議員 いいですか。一般質問で前段やりとりをした中で、坊岡区の、あるいは森本区の地元の検討委員会そのものと、今ここで言ってる地元の検討委員会というのは別物なんですね、それじゃあ。一般質問の中でも、それぞれ森本区の、坊岡区の、同時にその両区が両方集まってやる検討もあると。そのものによって区の中でおさまるものもあれば、両区にまたがるよりもっと広域なものもあると、そういう意味合いだろうと思ってそこのところは聞いたわけなんですけれども、今、この予算との絡みでいうと、その話とは別の話なんですね。あるいは今ここで出てきてる地元検討委員会という表現と、一般質問の中でやられてる検討委員会とは別物なのか同じものなのか、さらには、この地元検討委員会の事務局というのはどこになるんですか。そのあたりもちょっと整理して答えて。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 検討委員会というのは一つでございます。今、学識経験者と申し上げたんですけども、例えば環境的な問題とか、そういった場面場面になったら必要に応じてということですが、そういったことで検討委員会がございます。検討委員会は各地区ごとでやっております。森本区、坊岡区、合同でする場合もある、このようなことでお願いしたいと思います。

山本賢司議員 事務局は。

議長（綿貫祥一） 検討委員会の事務局はどこが持つかと。

事務局長（境 敏治） 検討委員会の事務局は、地元でございます。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 検討委員会というのは一つの組織ですというふうにおっしゃったですね、一つの組織ですと。違いますか。おっしゃった、じゃないの。同時に区ごとにあるというふうにもおっしゃるわけですよ。組合も出かけていく、専門の方もお願いをする……。おれの頭が悪いのかな。もうこれ進めんわ。

だからね、何遍も言いますけども、一般質問の中でやりとりをしているときの地元検討委員会というのと、今、この補正の中で出てきてる地元検討委員会というのと同じだというふうに、今、我々は受け取れていないんですよ。皆さんはどうか知りませんが、私は。私だけかもしれない。しかし、同一の組織で、一つしかない組織なんだというふうにおっしゃると、どうも違うんちゃうかなと思えてね。地元、森本区に、坊岡区にそれぞれあって個別にやるときと、合同でするときとあるところまでは一般質問の中だったんで、そこまでは理解したんですよ。それと今ここで言っているのは、学識経験の方もこの費用で、あるいは組合が参加することもあるから……。ちょっとわからんようになった。そしたらもう一遍聞かせてよ。整理して。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今の検討委員会は、先ほど申し上げました森本区、それから坊岡区、それぞれに検討委員会を設置していただいています。一体的な話ということになれば合同で協議をするということにいたしております。それで、その検討委員会で地域振興等をすべて協議していくわけですが、状況によって学習会等が必要になれば、そういった学識経験者もお願いすると、このようになろうと思います。

それから、今回の検討委員会は地域振興だけでなく、生活環境影響調査のこと、それから今の施設整備に関すること、こういったことも基本的に地区の方をお願いしています。そういった関係で、そういった場面が出ましたら、そういった専門家も入っていただいてアドバイスいただくと、このようなことでございます。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 地元というか、この委員会というのは、それぞれの区にそれぞれあります。地域振興計画をつくる際の、いわば具体的なそれぞれの地区の中の検討をその検討委員会がするんですが、この地域振興計画をつくるに当たって学識経験者が入るということは、まず考えられません。

それは地区と行政側とで話し合いをしていくと。ただ、この検討委員会は地域振興計画をつくるための組織ではなくて、その後も実際に事業が進んでいくと、環境影響調査についての進め方も、一々すべての区民の皆さんに集まっていただくというわけにいかないの、それで検討委員会を窓口にしてやっていく。あるいはさらに事業が進んでいくとダイオキシンの勉強会したいがなということが出てきたときには、そのときには学識経験者を派遣できるように、そのための予算上の用意をしておく、こう言えばご理解をいただけるんじゃないかと思うんですが、何かまだご疑問の点がありでしょうか。

議長（綿貫祥一） 一般質問のときの検討委員会と今の検討委員会は違うかって言われる。そんなこと、一緒だって言ってあげてよ。

山本賢司議員 もう一遍だけ聞かせて。

議長（綿貫祥一） 3回終わってますよ。

山本賢司議員 だからもう一遍聞かせて。

議長（綿貫祥一） 2番山本議員。

山本賢司議員 余りはみ出しません。

あのね、一般質問の中では、要するに地域振興計画、これの検討を組合と地元との間という、そのレベルでの議論だったと思っとるんですよ。ところが今の話でね、単に半年や1年や2年ではなくて、もっと言えば施設が稼働してる間はずうっと、この名称かどうかは別にしても、ずうっとあり続ける、その入り口だというふうな性格なのかなと思って今伺いました。そうなってくると、地域振興計画の検討だけではなくて、環境影響評価等々の振興の中でもというふうなことをおっしゃるんで、それなら組合としてはこの組織をどう位置づけておる、あるいはこの組織に何をしてもらう、あるいは何をやる組織かというような、その要綱なり、何かそういうものがあるんでしょうか。なければ今みたいな話がどんどん組合の思いだけで、管理者の思いだけでどんどん走っていくというのはいかがなものかという思いがあって、もしそういう決めがあるんならお示しをいただきたいと思えますし、それが森本なり坊岡なりの住民みんながそういうものだというふうにご理解をいただいておりますのかどうか、ちょっと私、今、ええと思いつつ伺っておるんで、決めがあるのかどうか。あれば出してほしい。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） その検討委員会というのは区の中の組織でありますから、行政の側に要綱は、まずそもそもないと。あるとすれば地区の中で設置要綱があるかどうか、そこについては承知をいたしております。

議長（綿貫祥一） ほかにありませんか。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

11番古池議員。

古池信幸議員 今、山本議員もおっしゃってます、私も言いましたが、検討委員会の組織、構成についての答弁、これは、森本区は区の役員さん、それから坊岡区は区の役員の中から1名参加されていないが区の役員さんということで構成組織の答弁がありました。先ほどの事務局長の答弁は、学

識経験者も入るんだというような答弁をされておるといのが、答弁の食い違いがあるということ自身が、これは甚だ議会軽視につながると思いますが、議事進行として、議長、ひとつ整理をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（綿貫祥一） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時19分

議長（綿貫祥一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかにありませんか。

（質疑なし）

議長（綿貫祥一） ないようでございます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案平成19年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました11番古池信幸議員。

古池信幸議員 先ほどは失礼いたしました。決算につきましてお尋ねいたします。

汚泥の分析に関して経費が使われております。この汚泥の成分には、水分、可燃分、灰分に分けることとした昭和52年11月4日付環境整備第95号による試験方法が採用されております。30年以上も前の、当時は環境省も設置されていない時代であったと思います。その当時の試験方法で本当にいいのかなという疑問を持ちましたので、この点についてはどのようにお考えなのか、まずお尋ねいたします。

先ほど述べました3成分についても、乾燥汚泥が試験材料となっている施設が豊岡浄化センター、矢田川クリーンセンター、美西クリーンセンターの3カ所。脱水汚泥が試験材料になったのが日高中央浄化センター、村岡浄化センター、温泉中央浄化センター、浜坂浄化センターであります。脱水式の方は余り数値に差がないわけですが、乾燥式では数値に大きな差が出ております。これは一体どこにその原因があるのか、この点についてお尋ねします。

以上2点、お尋ねいたします。

議長（綿貫祥一） 答弁願います。

事務局長。

事務局長（境 敏治） 汚泥の分析業務でございますけども、まずこの目的は、今回、下水汚泥との混焼を計画しておるといことで、汚泥質についての分析を行って、施設の整備計画の基礎資料と

するものでございます。

中身については、ちょっと時間をいただきたいと思います。

失礼しました。この汚泥分析業務ですけれども、毎年、継続いたしております、汚泥質の傾向がより詳細に把握できるようにということで、今年度で5回目の実施になるわけでございます。こういった結果をもとに、今回の計画の発注の仕様書等の参考にしてまいりたい、このような趣旨で業務をやっているところでございます。よろしくお願いたします。

議長（綿貫祥一） 11番古池議員。

古池信幸議員 私の質問に答えていただけてないんですね。30年以上も前の試験の仕方、試験方法、これによっておるけれども、それでいいのかどうか。その後に環境省もできたのに、この試験の仕方については変化がないのかどうかということについてお尋ねしたわけでありますが、そのご答弁ができておりません。ぜひ答弁をお願いします。

それから、いま一つは数値の差ですね、特に脱水式の方は水分が80%以上残っているということが出てくるわけでありまして。水分が多いということは燃焼のためのエネルギーがたくさん要ることにつながるかなと思っております、この辺のことで、この数値に大きな差が出ているというふうなこと、汚泥が生成される段階での方法に、なぜこういうふうに差が出てきて、別々の方法をとられているのかなということ、このことについてお尋ねいたします。

議長（綿貫祥一） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 各施設に応じて数値が違うわけですけれども、これについては乾燥汚泥の場合、それから脱水ケーキの場合、こういったものによってそういった発熱量の状況が異なる、こういったことでございます。

議長（綿貫祥一） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時24分

議長（綿貫祥一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁願います。

事務局長。

事務局長（境 敏治） このデータですけれども、これは昭和52年11月4日付で環境整備の方から出ています、こういった通達によります指針をもってやっているわけでございます。その後、変更等もございませんので、こういったことに基づいてこういった業務をしているということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（綿貫祥一） ほかにありませんか。

（質疑なし）

議長（綿貫祥一） ないようでございます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は、原案のとおり認定されました。

日程第3 陳情第1号（「森本・坊岡区」への広域ごみ・汚泥処理施設建設に反対する陳情書）

議長（綿貫祥一） 日程第3 陳情第1号「森本・坊岡区」への広域ごみ・汚泥処理施設建設に反対する陳情書についてを議題といたします。

質疑に入ります。

2番山本議員。

山本賢司議員 山本です。議事進行に関して動議を出したいと思います。

ただいま議題となっております陳情第1号「森本・坊岡区」への広域ごみ・汚泥処理施設建設に反対する陳情書並びに陳情第2号、同様の件名ですけれども、この2本の陳情について、陳情等調査特別委員会を議長を除く18名で設置をし、同委員会へ本陳情2件を付託し、閉会中の審査に付すことを求めます。（「異議なし。賛成」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） ただいま山本議員より陳情等調査特別委員会設置の動議が提出されました。これに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（綿貫祥一） この動議は、賛成者がありますので成立をいたします。

ただいま動議を出されました山本議員より、動議の趣旨説明を求めます。

2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。本陳情に対する陳情等調査特別委員会の設置についてですけれども、理由は、本会議では本組合の当局、理事者への質疑ということのみで、陳情者等の意見等を伺うことができないということがございます。そこで、特別委員会を設置をして、閉会中に陳情された方々の思い、心情等もお伺いをするという機会を持つべきではないかなということを考えまして、提案をしているものでございます。ご賛同のほど、よろしくお願いをいたします。

議長（綿貫祥一） 説明は終わりました。

陳情等調査特別委員会の設置に関する動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（綿貫祥一） 起立少数であります。よって、陳情等調査特別委員会の設置に関する動議は、否決されました。

これより陳情に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑に対して答弁者が直接いらっしゃいませんので……（発言する者あり）

質疑ですか。



2番山本議員。

山本賢司議員 議会に出されておるものですので、議長に尋ねるわけにもいかず、さればとて管理者、副管理者がいらっしゃるからといって、議会に出されている文書に対して物を言う権限は与えられていないというふうなことになるのかなというふうに思いますので、答弁を求めるところに大変無理があるというふうには認識はしております。

そこで、答弁ということではなくて、同様の件名で内容的には全く同一ということではないわけで、それぞれの地域の皆さん方の思いが文章で読み取れる部分もあるというふうに思いながら読ませていただいているわけですけれども、このことについて管理者にもし感想があれば、答弁ということじゃなくて感想があれば伺っておきたいなというふうに思います。

議長（綿貫祥一） ないようでございます。

ほかにありませんか。

17番村岡議員。

村岡峰男議員 議事進行にも絡むんですが、今、議長の方から質疑ありませんかという問いかけがされてます。今、山本議員も言いましたけども、仮に質疑をしたら、どなたが答弁はされるんでしょうか。そのことが明確になってないまま、今の感想を求めるところになってますが、質疑ですから、聞けばだれか答えてもらえるんでしょうか。

議長（綿貫祥一） それは質疑ですか。

村岡峰男議員 質疑にいたしましょう。

議長（綿貫祥一） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時31分

議長（綿貫祥一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、打ち切ってよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

6番椿野仁司議員。

椿野仁司議員 6番椿野でございます。陳情第1号の不採択という立場で討論をさせていただきたいと思っております。

その内容につきまして、不採択の理由につきまして申し上げる前に、一言述べさせていただきたいと思っております。

私たちは、日常生活の中でごみを毎日出しております。ごみはゼロというわけには、今現在ではいきません。私も城崎で生活をし、そして会社を営んでおります。毎日ごみを出していかなければならないような立場でございます。それらのごみは今、旧豊岡市の岩井のセンターの方でお世話になっております。かつては旧町もそれぞれごみ処理センターがございました。ですが、今日までの

北但ごみの広域化に対する議論、そして今まさに進めようとしているこの事業については、もう既に旧1市5町は今日まで、現在、広域化の中で今、ごみ処理をいたしております。岩井のセンターがある岩井地区の方々、そしてまたその周辺の方々、当局の方からも、いろいろとこの議論の中でさまざまな公害問題、そしてまた交通、そして子供たちの健康、そういったそれぞれの立場の中でも何ら問題がないような形で今回まで岩井の方々からのご意見もお聞きいたしているような現状を考えますと、大変今日までそれぞれの、その地区での方々に本当にいろんな面で迷惑をかけながら今日まで我々のそういう広域のごみを地区で処理をしていただいたことに感謝を申し上げたいというような気持ちでいっぱいあります。

その中で、本陳情につきましては、私もそのお気持ちはよく察するところではございますけれども、その中でも、一つには小学校が施設に近接していること、地区、地元には中学校や保育園などがある、交通安全や大気汚染の問題が取り上げられております。陳情の要旨でございますが、竹野町は一町一川の、一つの川の自然豊かな町であり、陳情提出者のご不安の向きは理解できるわけがあります。しかしながら、今回建設しようとする施設は、排ガスなどにおいても法で定められた規制値を大幅に上回る自主基準値をもって施設整備をされるため、そのようなご心配はなく、安全な施設であるというふうに伺っております。また、私もこの北但事務組合の方に出ささせていただいて3年を経過いたしますが、その間、奈良、愛媛、鳥取等々、さまざまな先進地の施設を視察してまいりました。その上にも臭気、交通安全を含め、本陳情の中身の内容でございます、そのような不安材料はなかったように聞いております。さらに、現有の豊岡市岩井の焼却施設においても、半径2キロ圏内に小学校や中学校、JR豊岡駅、公営住宅など公共施設を初めとする多くの施設がございますが、当然のことながら、先ほど私が申し上げましたように健康被害もなく、安全な施設であることは実証済みとのことでもあります。

また、地区以外の意見が聞き入れられないという内容もございました。それについては、私としては地元区以外は合意を求めるとのことよりも、やはりむしろ理解を求める努力を事務組合、そしてまた中貝管理者以下事務組合の当局がその努力をすべきであろうと、そしてまた議員もお願いすべきであろうというふうに思っております。地元の森本区並びに坊岡区とともに、区としては施設整備に関し、基本的に受け入れが既に合意をされているということに尊重すれば、本陳情は、内容を十分ご理解はさせていただくものの、不採択とすべきであるというふうに考えます。以上であります。

議長（綿貫祥一） ほかに。

17番村岡議員。

村岡峰男議員 私は、継続審査を要求をしたいと思います。

まず第一に、今初めてこの議場でこの陳情の審査をする、一般質問も含めて、きょう、議員19名、議長を入れましてね、18名の議員がいるわけですが、賛否も含めて一切声も出してない。その段階で不採択をするというのは、まさに門前払いに等しいと。私は少なくとも議会としてしっかりした議論をまずやると、審査をします。このまま不採択あるいは採択を結審をするというのは、私は余

りにも拙速に過ぎるということを思います。継続審査を要求します。

議長（綿貫祥一） 動議ですか。

村岡峰男議員 動議。

議長（綿貫祥一） ただいまの村岡議員の動議に賛成者、ございますか。（発言する者あり）

賛成者がございますので、継続審査の動議として取り扱わせていただきます。

ただいまの動議に対して、早速表決に入ります。

ただいまの動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（綿貫祥一） 起立少数であります。よって、動議は、否決されました。

そのほか討論ございませんか。

11番古池議員。

古池信幸議員 この2件の陳情につきまして、採択すべきという立場で討論いたします。

御又区から出ております、これが第1号、それから坊岡区から出ておりますのが第2号であります。これらにつきまして、その中身については書いてあるとおりのことございまして、本当に皆さんがこの春に降ってわいたようにしてごみ処理施設の候補地だというふうなことがあったと。それで、本当にこのごみ処理施設がどういうものなのか、どういう影響が出てくるのか、大変皆学習されたと思います。そういう中で、私たち議員は住民の立場に立って、住民が困っているときにはやっぱり住民の声をしっかりと聞くと。少なくともこの4月に場所決定がされて、まだ半年しかたっていない。こんな段階で陳情書の中身を議会として審査しないということはやっぱりおかしいと思うわけでありまして。そういう観点から、陳情の要旨、これは本当に議会として取り上げ、慎重に審議すべきであるというふうなことから、この採択を求めて討論といたします。

議長（綿貫祥一） ほかに討論ありませんか。

（討論なし）

議長（綿貫祥一） 討論を打ち切ります。

これより陳情第1号「森本・坊岡区」への広域ごみ・汚泥処理施設建設に反対する陳情書について、起立により採決をいたします。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（綿貫祥一） 起立少数であります。よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第4 陳情第2号（「森本・坊岡区」への広域ごみ汚泥処理施設建設に反対する陳情書）

議長（綿貫祥一） 日程第4、陳情第2号「森本・坊岡区」への広域ごみ汚泥処理施設建設に反対する陳情書についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長（綿貫祥一） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番古池議員。

古池信幸議員 先ほどの第1号と同じ理由であります。住民の陳情は真摯に受けとめ、慎重に議論すべきである。それが議会の任務であるという立場から、ぜひこれは採択すべきであるということで討論といたします。

議長（綿貫祥一） ほかに。

6番椿野議員。

椿野仁司議員 6番椿野でございます。

先ほど陳情第1号で述べました内容とほぼ同じなのですが、提出者が違いますので、本陳情を不採択とするための理由を述べたいというふうに思います。

本陳情は、交通量の増大による交通問題と大気汚染による生活環境への不安が懸念されることから建設に反対をするものであります。地元住民の方々が不安に思っておられることは理解が十分できるといふふうに思いますが、その不安を払拭すべき努力は今後、事務組合、そして我々議会も努力をしていかなければならないと考えます。

現在の施設、また新施設においても大気汚染の一定の基準が定められておりますし、全国に1,000カ所もある同様の施設からも健康被害が出たという報告もお聞きいたしておりません。さらに新施設では国の基準を上回る基準設定が考えられております。また、交通安全面については地域の皆さんの不安を少なくするために今後検討がなされ、対策が講じられると聞いております。広域ごみ・汚泥処理施設建設については、地元区の建設に対する理解もあり、さらに賛否もとられておられます。今後は検討委員会が設置され、これらの課題について具体的に検討される予定となっております。

以上の点から、本陳情を不採択とすべきと考えます。以上です。

議長（綿貫祥一） ほかに。

17番村岡議員。

村岡峰男議員 先ほどの陳情第1号でも申しましたけども、まともな審議もしないで、それぞれの思いは……。

議長（綿貫祥一） 議事進行動議なら議事進行動議とってくださいよ。討論ですか。

村岡峰男議員 はい。動議。議事進行動議です。

議長（綿貫祥一） ちゃんと言ってください。

村岡峰男議員 はい。動議とは言いました。

十分な審議もしないで、ここで結論を出すというのはいかがなものでしょうか。少なくとも陳情者の心情を理解するならば、この議会としてももう少しやっぱり議論をすべきだと。全く議論をしないまま結論を出してしまうというのは余りにも拙速に過ぎるということを私は思います。したがって、継続して審議をすることを提案をいたします。

議長（綿貫祥一） ただいま村岡議員より継続審査に関する動議が提出されましたが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（綿貫祥一） この動議は、賛成者がございますので成立いたしました。

ただいま動議を提出されました村岡議員よりの動議の趣旨説明、されますか。

村岡峰男議員 いい。

議長（綿貫祥一） よろしいか。

それでは、ただいま村岡議員より提出されました継続審査に関する動議を議題として、採択いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（綿貫祥一） 起立少数であります。継続審査に関する動議は、否決されました。

そのほか討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） 討論を打ち切ります。

これより陳情第2号「森本・坊岡区」への広域ごみ汚泥処理施設建設に反対する陳情書について、起立により採決いたします。

陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（綿貫祥一） 起立少数であります。よって、陳情第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、本日お手元に配付いたしております一覧表のとおり、議会運営委員長から所管の事務について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で今期定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） ご異議なしと認めます。よって、第68回北但行政事務組合議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後2時47分

〔議長閉会あいさつ〕

議長（綿貫祥一） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る10月16日に招集されまして、本日までの6日間にわたり報告1件、補正予算1件、決算認定1件の合計3議案について慎重にご審議を賜り、すべて滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

また、広域ごみ・汚泥処理施設建設反対の2件の陳情書につきましては、不採択とすべきものと決しました。管理者を初め当局各位におかれましては、広域ごみ・汚泥処理施設建設について、森本・坊岡区を初め周辺地区の皆様のご理解を得られますよう最大限の努力を願うものでございます。

終わりに当たり、議員各位には諸行事多端な折から、どうかご自愛くださいませ一層のご活躍を賜りますことを祈念申し上げ、簡単粗辞でございますが、閉会のごあいさつといたします。

〔管理者閉会あいさつ〕

管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る10月16日に開会いたしました第68回北但行政事務組合議会定例会は、本日をもって日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対しまして心から深く敬意を表します。

今期定例会には、私から3件の案件を提案いたしました。いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

なお、開会の際にも申し上げましたとおり、現在、坊岡区及び周辺区の一部の方々には施設の必要性や安全性を十分にお認めいただくことができず、残念ながら施設整備に反対する活動が展開されております。反対意見をお持ちの皆さんとは引き続き粘り強く交渉を重ね、本事業への理解を求めていきたいと考えております。議員各位におかれましても格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、来る10月26日、午後2時30分から豊岡市民プラザにおいて北但地域環境フォーラムを開催いたします。議員各位には既にご案内いたしておりますが、ぜひご出席の上、ご聴講いただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。